

第4次八尾市地域福祉計画 改定版

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち
～ おせっかい 日本一 ～



令和7年（2025年）3月
八尾市

市長あいさつ

このたび、第4次八尾市地域福祉計画を改定することとなりました。

本市は、令和3年（2021年）3月に本計画を策定し、八尾市民の「ほっとかれへん気質」が生み出す「おせっかい」をもって、市民、地域、事業者、行政がそれぞれの役割で、それぞれが持つ強みを生かして、ともに地域福祉の推進に取り組んでまいりました。



近年、わたしたちの地域社会を取巻く環境は大きく変化しました。

コロナ禍は、地域福祉活動をはじめとしたさまざまな活動の自粛・縮小を余儀なくし、人と人のつながりの希薄化と、地域コミュニティの衰退に拍車をかけました。貧困や差別、介護や子育てなどさまざまな福祉課題は見えにくくなり、さらに、地域活動のキーパーソンとなる担い手不足が深刻となっています。

こうした中、本市では、令和3年度から2カ年の準備期間を経て、令和5年度より「重層的支援体制整備事業」を実施し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にある課題などを抱える方やその世帯に対して、包括的に支援が提供されるよう相談支援体制の充実を図り、地域で孤立することなく、社会に参加しながら住み慣れたまちで暮らし続けていけるよう、住民相互の交流の場や居場所の創出などに取り組んでまいりました。

コロナ禍は、地域社会の在り方を大きく変化させた一方で、ICT活用の意識の高まりや、地域の関わりやつながりの重要性が再認識されるきっかけにもなりました。こうした時代の潮流やニーズの変化に即して、魅力的な取り組みや活動する人材を広げていき、「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～」をめざしてまいります。

「おせっかい日本一」は行政のみで実現することができません。市民、地域、事業者、行政がチームとなって取り組みを進め、八尾市ならではの地域共生社会の実現をめざします。

「おせっかい」は千差万別、よりどりみどり。八尾のすべての皆様のさまざまなアイデア、行動力、これまで培ってこられたノウハウを結集させることが必要です。

ぜひ、引き続きご協力をお願いいたします。

結びに、計画の改定にあたり熱心にご議論いただきました八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の皆様や、アンケートやヒアリング調査等で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

八尾市長 大松 桂右



この計画を読んで気づかれたことやご提案などがあれば、こちらまで。



八尾市地域共生推進課

電話：072-924-3835

ファックス：072-922-3786

E-mail: hukusi@city.yao.lg.jp



目 次

第1章 はじめに(計画策定の趣旨)	1
1)計画策定の背景	1
2)策定にあたって(たくさんの声を反映)	6
3)計画の位置づけ	12
4)計画の期間	13
5)策定の流れ	14
第2章 基本理念	15
1)基本理念の設定にあたって	15
2)基本理念	16
3)基本目標と計画の体系	17
第3章 取組方針	19
基本目標1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり	19
1-(1)地域福祉への意識、関心の啓発・醸成	20
具体的な取組① 地域福祉のおもしろさを拡散する	21
具体的な取組② 福祉のこころを育てる	21
具体的な取組③ 人権の視点に立った地域をつくる	22
1-(2)地域力向上に向けた支援	23
具体的な取組① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する	24
具体的な取組② 地域づくりのプロフェッショナルを育てる	24
具体的な取組③ 地域福祉活動の見せる化	25
1-(3)見守り・早期発見のしくみづくり	26
具体的な取組① 地域の「見つける力」を高める	27
具体的な取組② 地域の「見つける力」をつなげる	27
基本目標2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進	28
2-(1)幅広い市民の参加促進	30
具体的な取組① 交流の場、居場所づくり	31
具体的な取組② 地域で活動する場や機会をつくる(おせっかい活動をひろげる)	31
2-(2)地域福祉の担い手のすそ野拡大	32
具体的な取組① 「おせっかい人材」を見つける、育てる	33
具体的な取組② ボランティア団体を地域へつなげる	33
具体的な取組③ たすけあい有償活動をひろげる	34
具体的な取組④ 福祉のプロを育てる	34
2-(3)多様な主体との連携強化	35
具体的な取組① 企業・NPO・学校等とつながる	36
具体的な取組② 社会福祉法人の活躍の見える化	36
具体的な取組③ 八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」	36
基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり	38
3-(1)地域の権利擁護の推進	39
具体的な取組① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」	40
具体的な取組② 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる	40
3-(2)生活困窮者への支援	42
具体的な取組① 誰ひとり取り残さない相談窓口	43
具体的な取組② 自立への支援	44
具体的な取組③ たくさんの人や支援がつながる	44
3-(3)災害時要配慮者への支援づくり	46
具体的な取組① 災害時要配慮者への支援づくり	47

具体的な取組② 発災時に備えた日ごろからのつながりづくり.....	47
3-(4)支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり.....	48
具体的な取組① 断らない相談支援体制づくり.....	49
八尾市重層的支援体制整備事業実施計画.....	53
八尾市成年後見制度利用促進計画.....	59
八尾市再犯防止推進計画.....	62
他分野の計画などと連動する項目.....	63
第4章 計画の推進、検証・評価.....	66
1)計画の推進体制.....	66
(1)八尾市社会福祉審議会、八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会.....	66
(2)庁内連携体制の構築.....	66
(3)社協との連携.....	66
2)計画の点検・評価(進行管理).....	66
参考資料.....	68
1)統計データ.....	68
2)アンケートの結果.....	71
3)第4次八尾市地域福祉計画の評価.....	76
資料編.....	80
計画の策定経過.....	80
計画(改定版)の策定経過.....	82
八尾市社会福祉審議会条例.....	84
八尾市社会福祉審議会規則.....	86
八尾市社会福祉審議会委員名簿.....	88
八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿.....	89
用語解説.....	90

コラム

	「学び得たスキルを地域活動へ(デジタルサポーター養成講座)」.....	22
	「地域福祉推進基金事業助成金について」.....	25
	「八尾市社会福祉協議会と八尾市～社協と市でともにめざす「おせっかい日本一」～」.....	37
	「誰ひとり取り残したくない私の思い(特別定額給付金の訪問勧奨事業)」.....	43
	「住宅確保への支援について」.....	45
	「人の優しさで、やっと人間らしくなった(相談事例)」.....	50
	「市民後見人ってなあに？八尾市の市民後見人はアツい！」.....	61
	「保護司さんのお仕事ってなあに？」.....	62

第1章 はじめに（計画策定の趣旨）

第1章をわたしたちがガイドします

計画策定から4年経っても・・・みんなのおせっかいは続いています！

若ごぼうさん



祖父のひとり暮らしを契機に、福祉活動にいそしむ32歳。週末ボランティアを開始。

えだめめさん



八尾市に住んで50年あまり。長年、地域の福祉活動にかかわり知る人ぞ知るベテラン！

紅たでさん



八尾市地域共生推進課職員。地域福祉の推進に日々、市役所庁内・庁外をコーディネート。

教授



地域福祉のスペシャリスト。八尾市の地域福祉の推進に貢献。

改定版から加わった新たな仲間たち

つなげる



八尾市地域共生推進課つなげる支援室専属コンシェルジュ。地域共生社会の実現に向けて日々情熱を燃やす。

ヤッピー



八尾市社会福祉協議会（社協）から飛んできたヤッピー。可愛いだけではなく、市と社協の連携に日々飛び回っている。

1) 計画策定の背景

若ごぼうさんが福祉のボランティア活動を始めました。

若ごぼうさん



4年前からひとり暮らしをはじめたおじいちゃんを助けるなかで、支えが必要な人たちがたくさんいると気づきました。

紅たでさん



八尾市では、地域住民の方をはじめ、民生委員・児童委員の方や地区福祉委員会、校区まちづくり協議会、自治会、各種ボランティア団体など、さまざまな人たちの参加による地域福祉活動が活発に行われています。若ごぼうさんも、ボランティアに目覚めましたか!?



えだまめさん

八尾市では、ひとり暮らしの人が集まって、地域で食事会や安否確認をしているわ。



ヤッピー

地区福祉委員会や校区まちづくり協議会が実施しているふれあい喫茶型サロンは、人とのつながりが生まれることを目的とした交流の場で、地域の人なら誰でも参加できますよ。



若ごぼうさん



おかげさまで、おじいちゃん元気ましんで、楽しみが増えたと喜んでます。僕も地域福祉のボランティアを楽しんでいます。



つなげる

令和5年度（2023 年度）から八尾市では重層的支援体制整備事業をはじめていますが、その中でも「地域福祉」は非常に重要ですよね。



紅たでさん

「地域福祉」は、地域で困っている人や課題を抱えている人が法律等による福祉サービスだけでなく、地域の人同士がお互いに助けたり、助けてもらったりする地域の福祉活動ですね。



教授

固い言葉でいうなら、地域において誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方をいいます。



ヤッピー

地域の生活課題の解決に向けて、地域福祉計画や社協が作成する地域福祉活動計画を基に、地域福祉の取組みが広がって、みんなが幸せな生活を送れるといいですね。



教授

近年は、高齢化の進行や核家族化、近所づきあいの希薄化など、さまざまな理由を背景に、地域活動が低下している状況です。

この地域の助け合いは、これからもっと重要性が増していくので、この活動を推進していくために行政は「地域福祉計画」を作成して、市民や社協、企業等多くの人達といっしょに取り組んでいくことが重要なんです。

若ごぼうさん

地域の助け合いって難しそうですね。
実際に活動している中でも、困っていても、かまってほしくない人もおられます。



教授

そのとおり。助けてほしい人もいれば、かまってほしくない人もいます。ただ、助けてほしいのに声も出せず苦しんでいる人がいるのは切実な問題……。そういう人を地域で見つけて、必要な支援やサービスにつなげることで、生活が楽になる人、毎日が楽しくなる人もいっぱいいるわけです。
ある意味、地域福祉は地域の「おせっかい」を強くするものですね。



えだめさん

インターネットがなかった時代は、情報は周りの人達に教えてもらっていたし、困ったときはよく周りの人に助けてもらえたわ。
昔より便利になったけど、先生のいう「おせっかい」はいつの時代も大事。「活動に興味はあるけど、参加の仕方がわからない」って人は、講座などに参加してみれば……。

つなげる



まさしく、八尾市では「おせっかい人材」を見つけて育てる取り組みを進めているところです。「デジタルサポーター養成講座」では、スマートフォンに興味がある人を対象に、地域で教え合える人材養成をしています。

若ごぼうさん



デジサポには僕もボランティアでかかわっています。教わる側から、そこで得たスキルを地域活動に活かして伝える側（担い手）になるよい取り組みですよ。ところで、小学校のとき、悪いことをしたら近所のおじさんに怒られたことがあったという話も・・・。

教授



ある意味、それも地域福祉。昔は地域のつながりも強かったし、地域でこどもを育てるという意識も強かった。こども基本法ができて、今また、社会や地域ぐるみでこどもを育てることが、重要視されています。

えだまめさん



うちの夫は退職後に、近隣のこどもたちの登下校の見守りを始めました。地域活動へのデビューのきっかけにもなったし、こどもから元気をもらうようで生き生きと楽しくやっているわ。



若ごぼうさん



八尾市では登下校の見守り活動が活発なんですよ！
でも大変な活動ですよ。



教授

大変だし、こういう地域活動をしている人の高齢化も進み、活動している人をバックアップすることも大事。学校など関係機関との連携も必要。こうした助け合い活動は一步一步進めることが大事です。それを進めるために、行政は市民の声を聞きながら「地域福祉計画」を作成し、目標を持って市民とともに福祉の推進に取り組んでいるわけです。



ヤッピー

社協は「地域福祉活動計画」を作って、八尾市の「地域福祉計画」と同じ方向性で、地域みなさんと活動しています。



紅たでさん

八尾市では、平成15年（2003年）5月に最初の「八尾市地域福祉計画」を策定して、社協の活動計画と連携して取組みを進めてきました。

今は、令和2年度（2020年度）に策定した第4次計画の中間見直しのため、こうして話しています。この計画について、話し合う機会も増えるので、いろいろご意見かせてくださいね！

若ごぼうさん

僕も、参加します!!



つなげる

いろんな人たちがつながって、よりよい計画にしていきましょう。

4年前の計画策定時から着実に地域福祉の輪が広がっています。

2) 策定にあたって（たくさんの声を反映）

つなげる、ヤッピーが新たに加わり、
地域福祉計画を話し合う場はパワーアップしています。



教授

今回の地域福祉計画改定版の策定にあたっては、どういうところを重視したのですか？



紅たでさん

できるだけたくさんの方の意見を反映するために

- ① 住民・福祉関係者・相談機関を対象に令和6年（2024年）7月にアンケート
- ② 社協とともに地区ワークショップや地域の福祉関係者へのヒアリング調査
- ③ 市役所内で相談対応を行っている各課が集まるワーキング会議で意見交換を実施



紅たでさん

あと、先生や関係機関、市民で構成する「八尾市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）」でご意見をいただき、できた計画案を公表して市民などからご意見をいただくパブリックコメントを実施しました。

若ごぼうさん

今回は、どんなアンケート結果だったのですか？



紅たでさん

いろいろありましたが、先程先生から近所づきあいが希薄になっているとご指摘がありましたが、八尾市でもその状況にあります。いわゆる近所づきあいの深い人は4年前の調査から6.4ポイント低くなっていました。

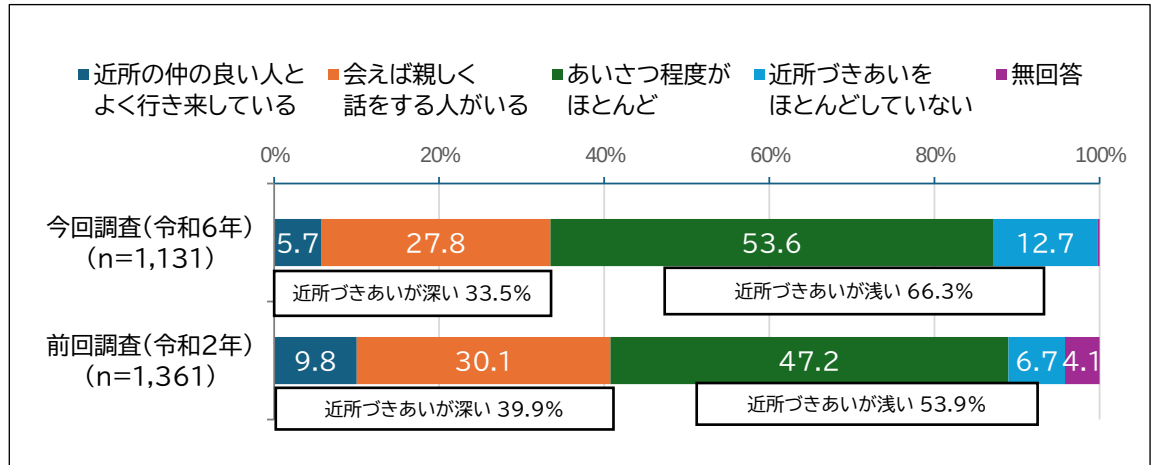


紅たでさん

次のグラフは近所づきあいのアンケート結果です。



紅たでさん



紅たでさん

特に 30 歳代以下の人は地域活動への参加経験も低くなっています。

若ごぼうさん



僕のような年代が少ないということですね・・・



紅たでさん

今回調査では、地域活動に「参加したいと思わない」人が、各年代層で4割以上となっていました。
参加意欲の醸成が課題となりますね。
今後は、活動に興味や関心を持ってもらえるような、仕掛けづくり、例えば活動の魅力発信などが必要になります。



教授

そういう地域の課題について、行政はどうしたらよいのかと考えるだけでなく、みんなで一緒に考えていくことがこの地域福祉計画では大事なことです。

若ごぼうさん



他にはどういう課題があったのですか？



つなげる

コロナ禍を経て、近所づきあいの機会は減少している一方で、地域の関わり・つながりを重要だと思うようになった市民が、2割います。また、地域活動に関する担い手や後継者の不足は、大きな問題となっています。



えだまめさん

担い手不足という声が、自治会をはじめ、あちこちで聞かれるけど、地域によっては、住民の声を発端に、学校を会場に朝ごはんを提供することの居場所ができたという例もあるみたい。



ヤッピー

こどものための地域活動を大人がサポートすることで、多世代交流的に盛り上がっているようです。
こうした地域活動の実践例が、他の地域にも広がっていくように必要な支援を行い、地域活動の「見える化」に取り組んでいくことが重要です。



紅たでさん

コロナ禍によって、リモートワークやキャッシュレス決済が広がったりと、非接触型の行動が新しい生活スタイルとして定着しています。
そのような中でも、「実際に参加すると楽しいよ」、といった人々が集い、触れ合う機会や場も、もちろん大事ですね。

若ごぼうさん



多様なスタイルでの実践が期待されますね!!



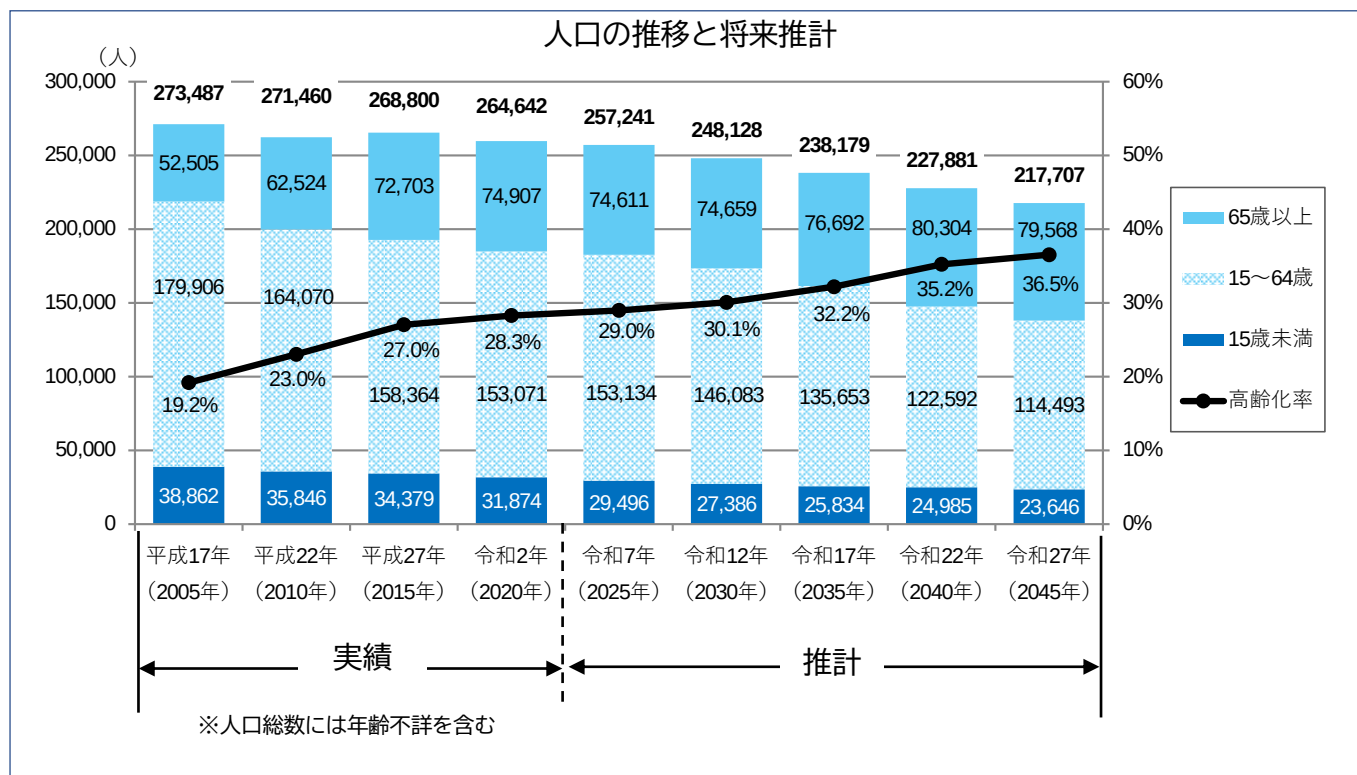
ヤッピー

おひとり暮らしの方もどんどん増えています。地域活動も世代を超えていろいろな人が参加するようになるといいですね。



紅たでさん

次のグラフは八尾市の人口の推移と将来推計です。
65歳以上の高齢の方が多くなっています。



ヤッピー

今のままでは、人口減少は避けられないんですね・・・



教授

人口減少や少子高齢化は八尾市だけでなく、全国的な状況です。社会保障も今後どうなるかわからない中、行政による支援だけでは市民生活を守ることは難しくなっています。

行政には、もちろんがんばってもらいますが、自分でできることは自分で行う、地域でできることは地域でするといった、まさしく地域福祉の取組みを進めることが安心して暮らせる八尾市につながるのです。

若ごぼうさん



僕も、できることからやってみようと思い、ボランティア活動など地域のためにできることに取り組んでいます。



教授

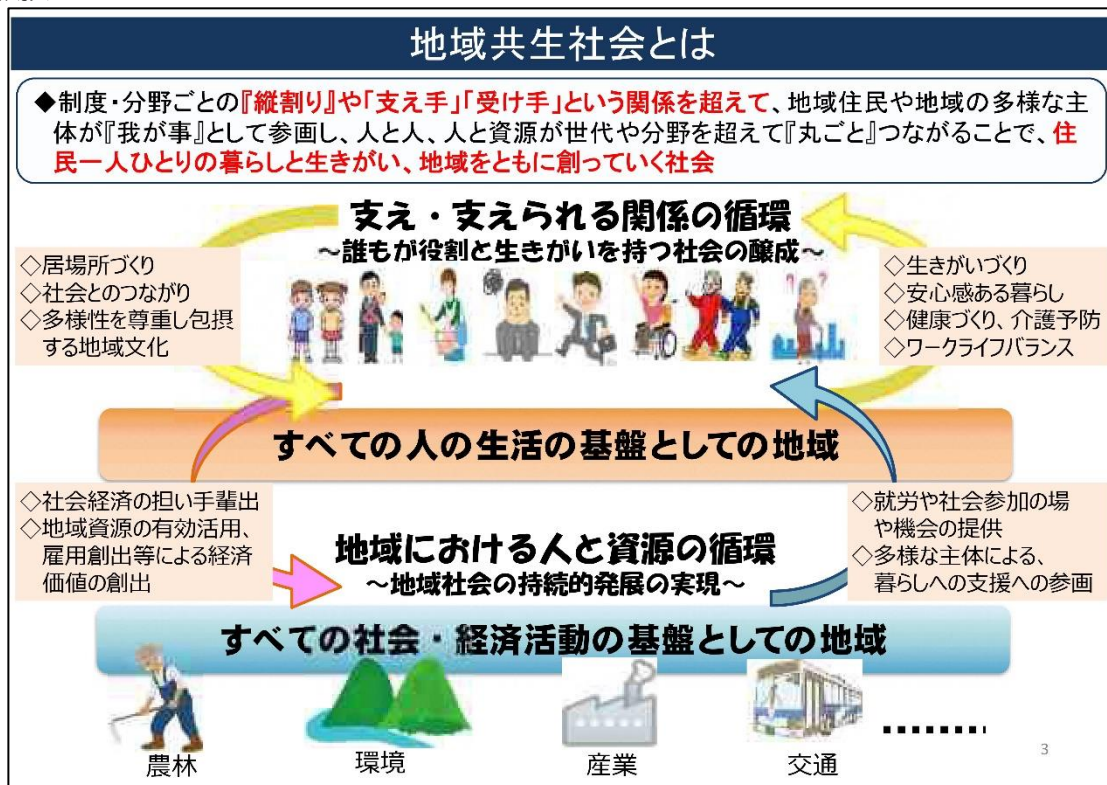
これからも、がんばってください。

社会構造や人々の暮らしが日々変化する中で、高齢期になっても、支援を必要とする状態になっても、誰もが「支え手」「受け手」といった関係を超えて、お互いさま、一緒に住みよいまちをつくっていく「地域共生社会」をつくっていくことが大事なのです。

次の図は厚生労働省が示した「地域共生社会」の実現に向けたイメージです。



教授



つなげる

地域福祉計画や地域福祉活動計画では「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民や福祉関係者など、さまざまな人たちとの連携・つながりを強化しながら、住みよいまちづくりに取り組んでいます。



つなげる

八尾市では、これまで重層的支援体制のしくみづくりを進めてきましたが、今回この計画の中で、取組内容を整理しました。

若ごぼうさん



さまざまな取組みを一体的に進める訳ですね。



教授

この計画の取組みや地域で取組まれている福祉活動を広く普及していただきながら、よりよい地域福祉活動の展開、住みよいまちづくりに取り組んでいただければと思います。
みなさんにも、地域の福祉活動に興味と関心を持っていただき、楽しく福祉活動に携わっていただけるといいですね。



えだまめさん

日常生活の中の困りごとは、「おせっかい」が解決の素。
大人から子どもまで、おせっかいの輪が広がっていくと、地
域福祉に関する問題解決力を高めていけると思うわ。



紅たでさん

八尾のまちは、「あの人ほっとかれへんわ」と思ってしまう、
「おせっかい人材」に支えられています。



つなげる

おせっかい人材や福祉のプロの発掘や育成を行う福祉人材
養成事業を進めています。

若ごぼうさん



僕も、そういう気質です(笑)



ヤッピー

「地域共生社会」の中で、地域の人たちがお互いのことを
気にかけて、助け合い、支え合って、住みよいまちになれば、
みんな安心して暮らせますね。

いろいろな地域の生活課題に関わる人が増えていくように、
よい計画づくりを進めていこうと、みんなの想いが重なりました。



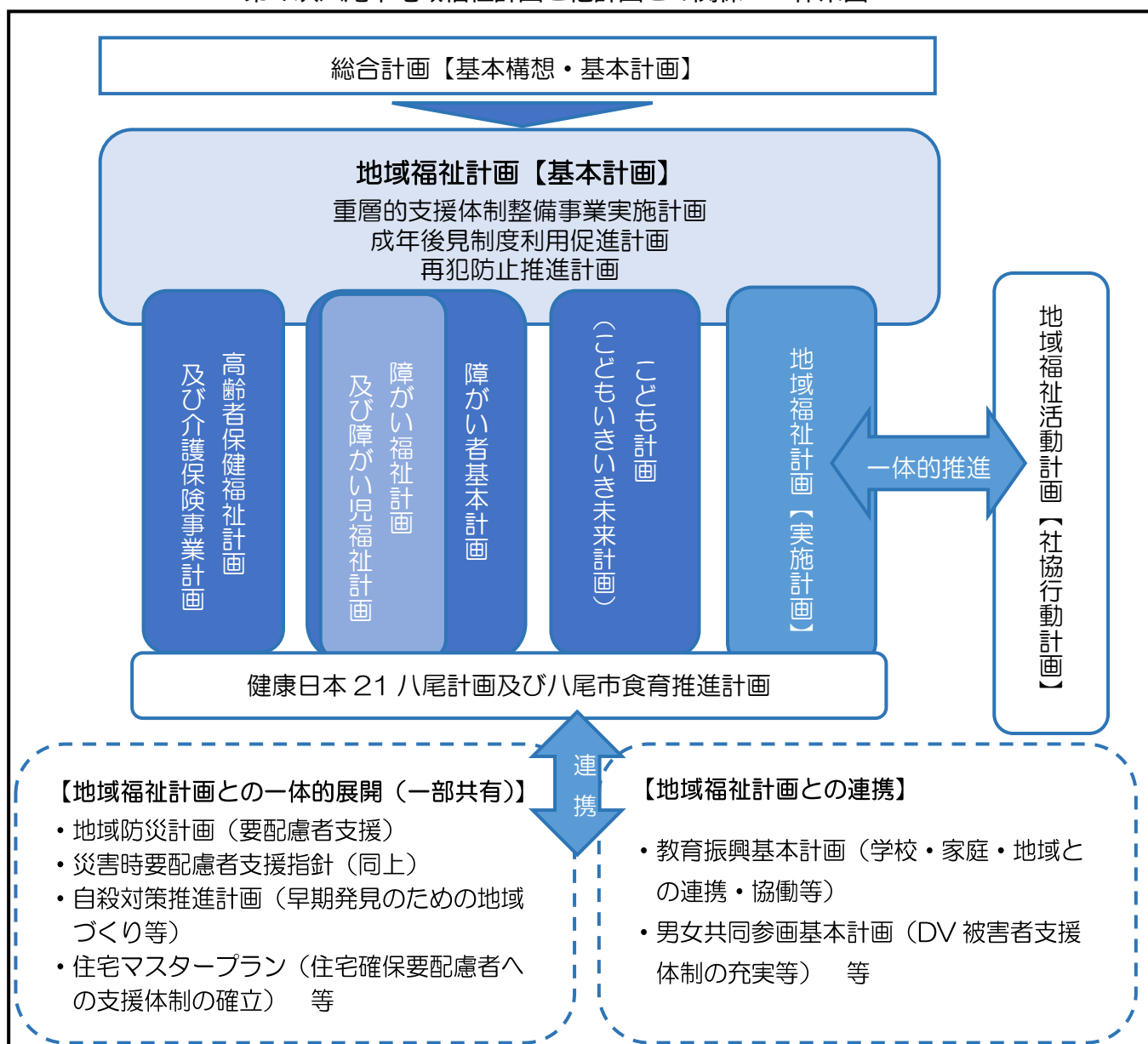
3) 計画の位置づけ



紅たでさん

- この計画は、社会福祉法（昭和 26 年（1951 年）法律第 45 号）第 107 条の規定による市町村地域福祉計画です。
- 地域共生社会の実現に向けた平成 30 年（2018 年）4 月施行及び令和 3 年（2021 年）4 月施行の社会福祉法の一部改正の趣旨を踏まえています。
- 総合計画の内容を踏まえて策定しています。
- 市の福祉計画の方向性を決めています。
- 地域において福祉の各分野が共通して取組むべき事項などを記載しています。
- 福祉以外の計画との一体的展開や連携の方針を定めます。
- 「重層的支援体制整備事業実施計画」、「成年後見制度利用促進計画」、「再犯防止推進計画」を包含し、生活困窮に関する取組み等も盛り込んでいます。
- 社会福祉協議会（以下「社協」という。）の「地域福祉活動計画」と一体的に地域福祉を推進するものです。

第 4 次八尾市地域福祉計画と他計画との関係 <体系図>



4) 計画の期間



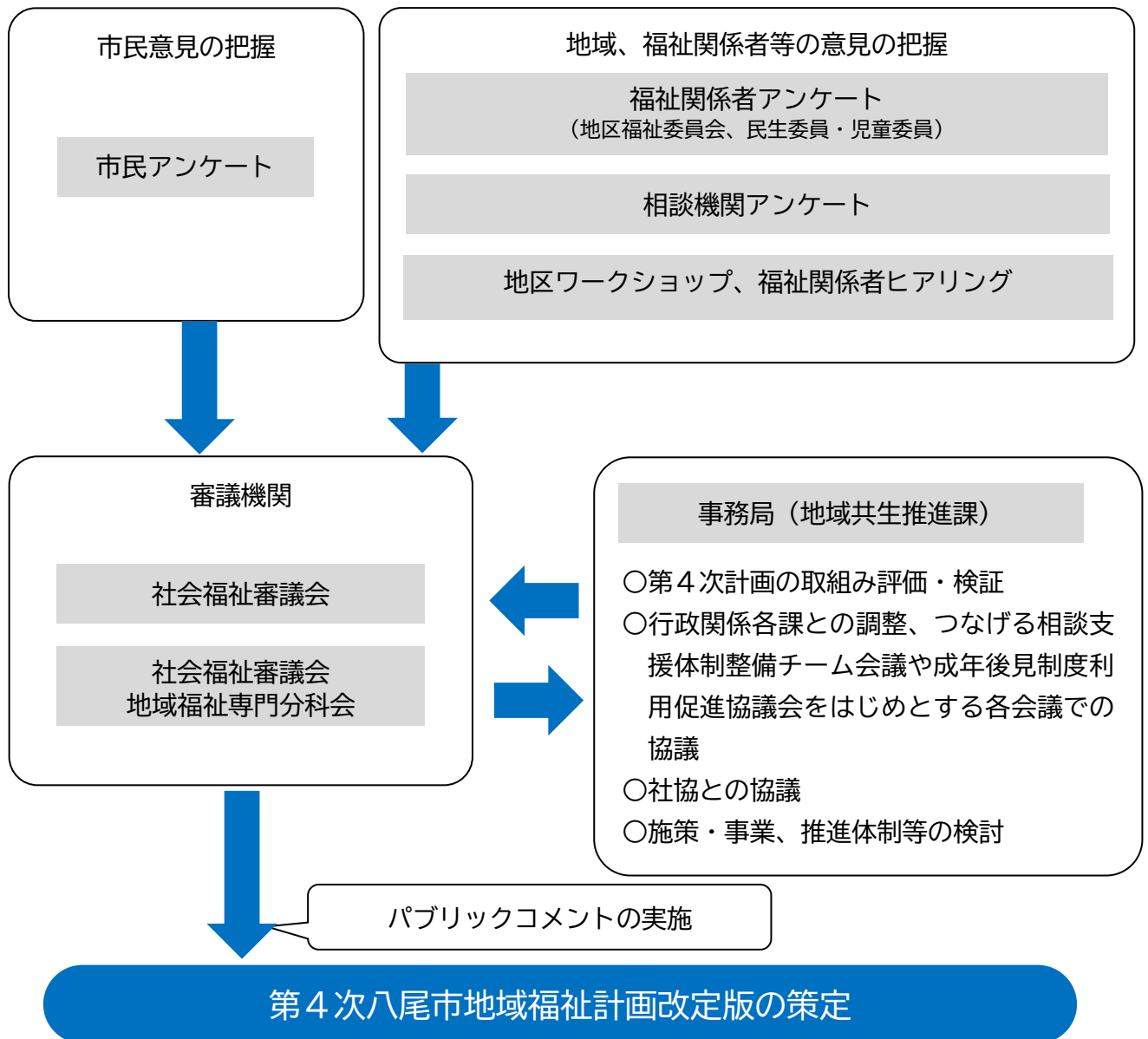
紅たでさん

この計画は、令和3年度（2021年度）から令和10年度（2028年度）までが計画期間で、中間年の令和6年度（2024年度）に、見直しを行うため、計画の推進状況、社会情勢やニーズ、各種法制度等の変化を踏まえ、総合的に評価を行い、改定版を策定しました。

また、見直しを行うにあたり、令和5年度（2023年度）から実施している重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）について、地域共生社会の実現に向けて本計画と一体的に取り組みを推進するため、同年度3月策定の「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含するかたちで策定しました。

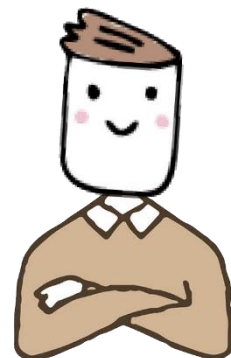
	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)	令和 6年度 (2024年度)	令和 7年度 (2025年度)	令和 8年度 (2026年度)	令和 9年度 (2027年度)	令和 10年度 (2028年度)
第6次 総合計画	基本構想							
	前期基本計画				後期基本計画			
地域福祉計画	第4次 (中間年に評価、見直し)							
社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第4次 (中間年に評価、見直し)							
高齢者 保健福祉計画及び 介護保険事業計画	第8期			第9期			第10期	
障がい者基本計画	第4期 前期計画				第4期 後期計画			
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期	
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期	
こども計画 (こどもいきいき未来計画)	こどもいきいき未来計画 後期計画				こども計画			

5) 策定の流れ



若ごぼうさん

これまでの取組みの評価・検証を行いながら、第4次計画策定時と同じく、いろんな人の意見を反映してできているんだなあ。



第2章 基本理念

1) 基本理念の設定にあたって

日本の動向



- 少子高齢化・人口減少社会の進行。
- コミュニティの希薄化。
- 社会的孤立、貧困、コロナ禍を経た生活や働き方の変化等、課題は多種多様。
- 解決には地域力の強化とその持続可能性を高めることが必要。

- 「受け手」「支え手」でなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が必要。
- 生活困窮にある高齢者など、複合課題の解決に包括的な支援体制の強化に向けた取り組みの推進が必要。

各種調査結果



八尾市の特性



向かい風

- 近所づきあいの希薄化（特に若い世代）。
- 町会・自治会の加入率の低下。
- 地域活動が低下している。
- 少子化によりこども会が減少。
- 新型コロナの影響で孤立や差別、生活困窮が進む。
- 地区福祉委員会、民生委員・児童委員等の福祉関係者の後継者不足、担い手不足。
- 福祉関係者が疲れている。

追い風

- 地域活動への参加意向はどの年代も高い。
- 多世代型の地域活動が盛り上がっている。
- 「自分に合った活動」「仲間づくり」は地域活動の促進のキーポイント。
- 各地区とも試行錯誤による魅力的な活動を展開。
- 新型コロナ後ICT活用の意識の高まり。
- 福祉関係者は楽しく活動、おせっかい好き。
- 「まつり」は地域をつなげる起爆剤。



河内音頭でギネス世界一の八尾市。まつりはつながりのきっかけに、そのつながりが支え合い・助け合いに、そして「ほっとかれへん」気質が困っている人に手を差し伸べる。相乗効果の「おせっかい」が八尾市のいいところ。

社会福祉審議会における議論

おせっかいのイメージ



- 関わりを拒否している人に対して「つながれる」はすばらしい言葉である。
- 「おせっかい」からつながる何かがある。ねばり強く関われる言葉。
- 「おせっかい」はマイナスイメージもあるが、高齢者に対する悪質商法や詐欺などの消費者被害やこどもの安全に対しては「おせっかい」は必要。
- アクセスしてこない人に対して積極的な関与が必要なケースがある。例えば、虐待、高齢者、ヤングケアラーなど。自分から助けを求めることが困難な場合、「おせっかい」の関わりはよい。
- 「おせっかい」は八尾にもってこい。
- 高齢クラブの活動はまさに「おせっかい」なしではできない。

本計画のめざす姿

手と手を



- 包括的な支援により、すべての市民が夢や生きがいをもって、孤立することなく住み慣れた地域で自分らしく暮らしています。
- 地域において、住民一人ひとりが尊重され、お互いの多様性を認めながら、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、それぞれが役割を持ち、支え合うことで、自分らしく活躍しています。

2) 基本理念

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～

地域福祉のめざすところ



○「受け手」「支え手」に分かれるのではなく、八尾市の誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が必要

八尾市のピンチ(課題)



○近所づきあいの希薄化
○地域活動への参加率は高いといえない
○福祉の担い手が不足（特に若い人）
○支援が必要な人は今後も増加

おせっかい
日本一

八尾市はこんなところ



○時代・世代を超えた河内音頭はまちを一つにつなげる
○このつながりは、毎日の声かけに「声かけ→つながり→ほっとかれへん→おせっかい」に発展

福祉の追い風



○今後地域活動に参加したい人は多い
○参加促進には「自分に合った活動」「仲間づくり」
○多世代型の地域活動が盛り上がっている
○昔から地域活動が盛ん

マイナスイメージもある「おせっかい」を、本市では、困っている人を放っておけない八尾市民の「ほっとかれへん」「おもいやり」の気質が生み出す「おせっかい」を天分ととらえ、この「おせっかい」によって「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち」をめざします。

こどもの笑顔を守ります！



こどもたちへ
おせっかい

みんなで楽しい地域フェスタ



みんなで楽しく
おせっかい

世代を超えたふれあいを！



世代を超えて
おせっかい

楽しい食事はいい食事



笑顔になれる
おせっかい

3) 基本目標と計画の体系

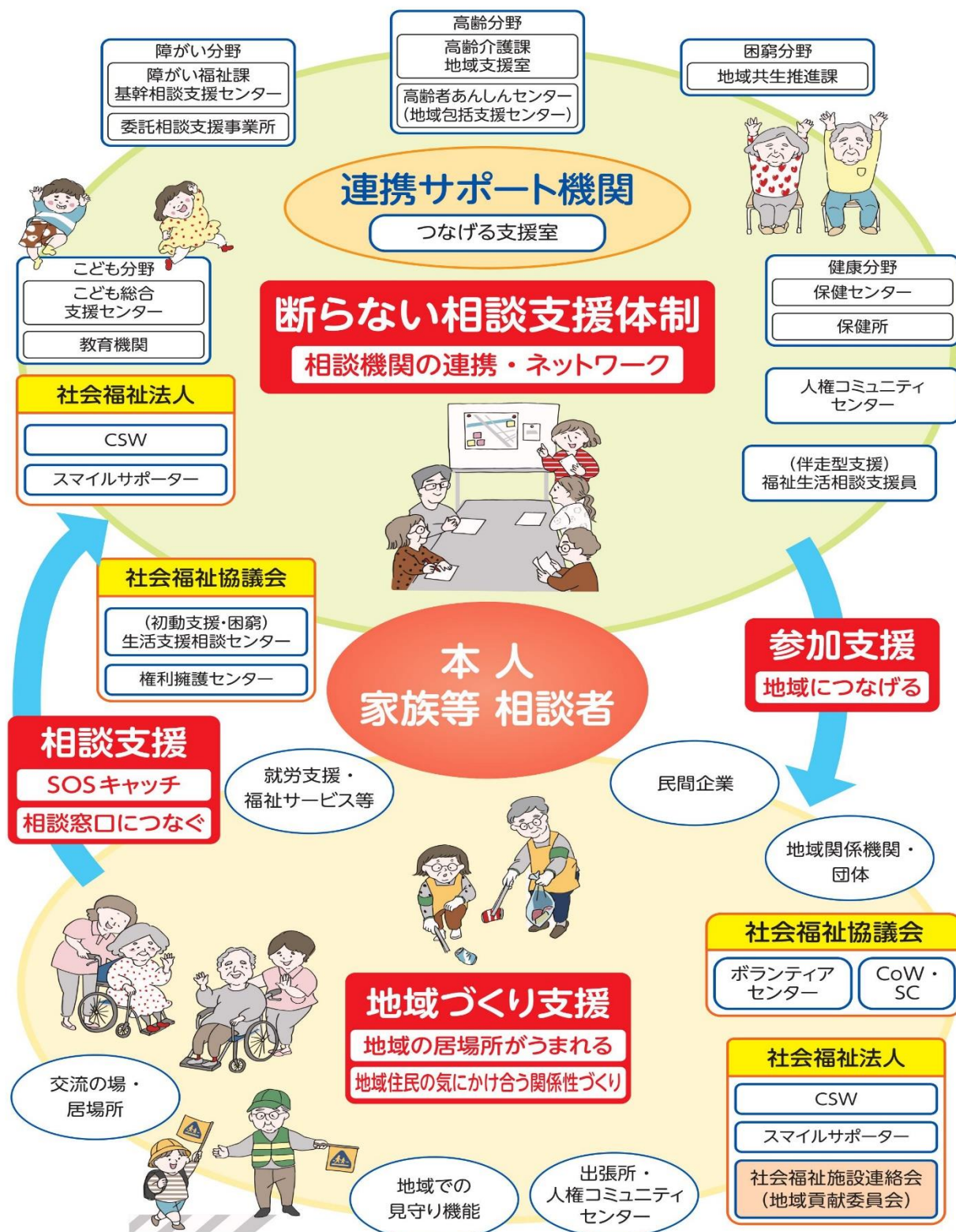
基本目標として、「1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり」「2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進」「3 身近な地域で支援が届くしくみづくり」の3つを定め、その達成に向けた実行計画を推進することにより、基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～」の実現をめざします。

また、3つの基本目標の達成に向けて取り組むことで、本市での重層的支援体制の強化に向けた取り組みを推進します。

基本計画		実施計画	
基本理念	基本目標	実行計画	具体的には
誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～	1 身近な地域でつながり 支え合う基盤づくり	(1)地域福祉への意識、関心の啓発・醸成	① 地域福祉のおもしろさを拡散する ② 福祉のこころを育てる ③ 人権の視点に立った地域をつくる
		(2)地域力向上に向けた支援	① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する ② 地域づくりのプロフェッショナルを育てる ③ 地域福祉活動の見せる化
		(3)見守り・早期発見のしくみづくり	① 地域の「見つける力」を高める ② 地域の「見つける力」をつなげる
	2 多様な主体の参加支援と 連携・協働の推進	(1)幅広い市民の参加促進	① 交流の場、居場所づくり ② 地域で活動する場や機会をつくる(おせっかい活動をひろげる)
		(2)地域福祉の担い手のすそ野拡大	① 「おせっかい人材」を見つける、育てる ② ボランティア団体を地域へつなげる ③ たすけあい有償活動をひろげる ④ 福祉のプロを育てる
		(3)多様な主体との連携強化	① 企業・NPO・学校等とつながる ② 社会福祉法人の活躍の見える化 ③ 八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」
	3 身近な地域で支援が届く しくみづくり	(1)地域の権利擁護の推進	① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」 ② 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる
		(2)生活困窮者への支援	① 誰ひとり取り残さない相談窓口 ② 自立への支援 ③ たくさんの人や支援がつながる
		(3)災害時要配慮者への支援づくり	① 災害時要配慮者への支援づくり ② 発災時に備えた日ごろからのつながりづくり
		(4)支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり	① 断らない相談支援体制づくり

八尾市版重層的支援体制イメージ図

八尾市では、地域・関係機関等とともに、断らない相談支援、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施して、「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまちづくり」を進めています。



第3章 取組方針



基本目標 1

身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

本市では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の活動など、さまざまな人や団体が身近な地域で支え合う取組みを行っています。さまざまな課題を抱えながら、誰にもつながらず、もしくは必要な支援を拒否するなどして、地域で孤立している人や世帯がおります。その中で、少しでも多くの人があいそびに暮らせるように、安心できるように、楽しんで生活できるようにと、日々地域活動にいそしむ人は多く、八尾の地域力、市民力はまさにおせっかいの塊であるといえます。

市民アンケート結果からは、コロナ禍を経て、近所づきあいの希薄化が指摘される一方で、近隣で暮らしの困りごとを抱えている人がいたら、何らかの行動をとると回答した人が多く、地域の関わりやつながりの重要性が再確認されました。今後は、コロナ禍の経験を生かし、地域を舞台にさまざまな人や団体が行っている「おせっかい」活動をさらにパワーアップさせるため、社協や出張所、人権コミュニティセンター（隣保館）などが、新たな事業展開や環境整備を地域とともに進めていきます。

また、地域活動の担い手不足の声が多い中、活動への負担軽減に取り組む必要があり、若い世代・新しい層とのつながりを作るためにも、参加しやすい活動にしていく工夫や活動の魅力発信が必要です。そして、すべての人があいそびを感じるまちにするため、地域を拠点とするあらゆる機関、あらゆる人が支え手・受け手の関係を超えて、つながり、支え合う基盤づくりを行っていきます。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域での福祉活動が
活発だと思える市民の割合
（市民意識調査）

策定時
令和元年度
（2019年度）
29.9%

現状
令和5年度
（2023年度）
29.7%

目標
令和10年度
（2028年度）
60.0%

現状

- 地域活動をしている人の多くは楽しいと感じているのに担い手が増えない。
⇒活動の楽しさが伝わっていない。(市民アンケートでは、近所づきあいのある人ほど地域活動の参加意向が高い傾向が見られる。)
- 福祉に関する情報が入手できていない人が多い。
⇒世代に合った情報発信ができていない。こどもたちが地域福祉にふれる機会が少ない。
- 調査結果から“障がい”に対する理解が進んでいるとはいえない。
⇒日常的に考える機会や当事者と関わる機会が少ない。

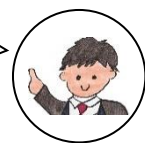
課題

- 時代やニーズに即した取組みを通じて、地域活動の魅力を広く周知する必要がある。
例) コミュニティ通貨「まちのコイン」の活用、デジタルサポーターの養成・活動支援など
- 各世代に届く内容や手法で情報発信をする必要がある。
- 福祉を身近に感じる機会を増やす必要がある。
- 福祉や人権に対する理解を深める必要がある。
- 担い手の育成と確保による活動の活性化が必要となる。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 時代やニーズに即した取組みにより、地域福祉の魅力発信を行う。
- 世代に捉われない担い手の育成と確保による活動の活性化を進める。
- こどもの主体的な企画を大人がサポートするといった多世代交流による相互の関係づくりを深め、困っている人などへのおせっかいの輪を広げる。

今後は、担い手の育成と確保に全力で取り組んでいく必要があります。きっかけは何でも、取り組みも何でもをモットーに！！



具体的な取組①

地域福祉のおもしろさを拡散する

地域には、たくさんの「福祉」にかかわる仕事や活動がありますが、その活動や情報は、限られた人にしか知られていなかったり、限られた範囲で実施されていたりして、その魅力が広く知られているとはいえない状況です。

地域福祉が「身近にあること」「頼れる味方であること」「おおきなやりがいがあること」など、地域福祉の魅力を伝えるさまざまな場面や機会をつくったり、方法等を工夫して情報発信していきます。

取組み内容



- 「地域福祉」が目に入り、活動の楽しさを感じられる機会を増やす
- 地域福祉の「プラットフォーム」をつくる
- 地域福祉の「広告塔」をつくる

具体的な取組②

福祉のこころを育てる

次代を担う子どもたちに、福祉活動を知ってもらい、その大切さを感じ、地域福祉の担い手として、活動してほしいという思いを持っている人がたくさんいます。

他人に対して無関心である人が増えている中、さまざまな人が社会にいて、また相手を思いやる行動を幼い頃から身近に感じ、学ぶ場や機会を増やしていくことが必要です。

こどもの意見や声を反映できるしくみを設け、こどもが主体性や創造力を十分に発揮できる機会をつくることが大切です。また、こどもが企画・運営する地域活動を、大人がサポートすることで盛り上がっている地域もあり、地域活動を通じて、こどもも大人もお互い様の関係を築き、「おせっかい」を浸透させていきます。

また、こどもだけでなくすべての市民が、身近な地域の課題を解決する力を育てていくための福祉教育を進めていきます。

取組み内容



- 世代や属性を超えてさまざまな人がつどい学べる場をつくる
- 地域で子どもたちの福祉の芽を育てる

具体的な取組③

人権の視点に立った地域をつくる

人権尊重は、生活をする上で、最も基本となる意識です。ともに生きていく社会をめざしていくため、差別や格差、孤立などといった問題が地域生活課題の一つであることを意識し、地域住民の人権問題に対する理解を深めていくことにより、その壁を取り除くとともに、地域で活動するすべての主体が、ともに理解し合い、認め合える地域づくりを行います。

取組み内容



- 多様性を理解する機会を増やす
- 人権福祉教育をひろめる

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
さまざまな人がつどい学べる場の 修了者数	— 令和元年度 (2019 年度)	74 人 令和 5 年度 (2023 年度)	100 人 令和 10 年度 (2028 年度)



紅たでさんのコラム

「学び得たスキルを地域活動へ」

本市では、自分の知識や特技を活かして活動できる福祉人材を発掘し、育成する取組みを進めています。

急激なデジタル化により世代間の情報格差が広がりを見せる中、地域住民がスマートフォンの基本操作や教えるコツを学び、そこで得たスキルを活用して地域活動につなげるため、令和 3 年度（2021 年度）からデジタルサポーター養成講座を開催しています。合計 92 名に参加いただき、受講者の中から市民団体が結成されるなど、地域の身近なスマホの相談役として地域福祉活動の担い手のすそ野の拡大にも寄与しています。

その後、受講した市民同士で団体を立ち上げて地域福祉推進基金事業助成金を活用し、ふれあい喫茶と連動したりスマートフォンの使い方相談会を開催するなど、スマートフォンの身近な相談役として、また、スマホを媒体に身近な居場所になるような活動を始めています。

さらに、産学公民が連携し、学生ボランティアに参画いただき、次世代の担い手の育成を進めるとともに、商業施設内でイベントを行うなど、仲間を増やしながら活動の幅を広げています。

私は、こうした自らの学びで完結するのではなく、得たスキルを活用して地域福祉活動に参加することは、地域福祉の面白さを体感して自らの経験を豊かにし、あわせて、地域活動の担い手を増やす取組みだと感じています。



現状

- 地域活動が定番化しており、アフターコロナの活動に苦慮している。
 - ⇒地域のニーズや社会情勢に合わせた柔軟な取組みがしにくい。コロナ禍の活動休止で、担い手の交代等もあり活動のノウハウが分からない状態になった。
- 楽しく活動している福祉関係者は以前よりも増加している。一方、半数以上が活動を負担に感じている。
 - ⇒負担感が先行し、新たな担い手の確保につながらない。
- 知られていない地域活動が多く、実際の参加につながらない。
 - ⇒活動する人のモチベーションが維持しにくい。

課題

- 地域活動の幅がひろがるように支援する必要がある。
- 活動の負担感を減らし、モチベーションを上げる必要がある。
- アイデアを形にして、よい取組みを他の地域にも拡散する必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域活動の担い手の負担軽減を図りつつ、活動の担い手を広げる取組みを進める。
- 地域活動の好事例を「見せる化」して情報発信し、地域間の情報共有を図って地域活動が広がるよう支援する。

具体的な取組① 地域の「やってみたい」「やってみよう」を応援する

地域では、地区福祉委員会の小地域ネットワーク活動をはじめ、民生委員・児童委員の見守り活動など、さまざまな個人や団体が支え合いの取組みを行っています。より多くの方が担い手となって地域で活躍できるよう、地域活動を行うにあたっての負担軽減を図ります。

地域がアイデアを出し合い「やってみたい」「やってみよう」と思ったことが実現できるよう、社協や地域拠点である出張所などを通じて、さまざまな社会資源を巻き込みながら、ともに地域の夢の実現を行います。

取組み内容



- 地域活動をする人や団体同士の相乗効果を生み出す
- 学校、民間企業などさまざまな主体と地域をつなげる
- 地域福祉活動のスタートアップやステップアップを応援
- 地域活動の負担軽減を図り、担い手を広げる

具体的な取組② 地域づくりのプロフェッショナルを育てる

地域には、人材、拠点、ネットワークなどさまざまな地域資源や「地域づくりの知恵やノウハウ」など、そこにしかない魅力や強みがあります。それらの地域特性やニーズを把握し、適切に地域活動へ反映していくなど、必要な地域支援スキルを高めるとともに、地域間の交流を深め、お互いの活動を高めていくため、社協コミュニティワーカー（CoW）や出張所、人権コミュニティセンターなどによる地域支援の充実を図ります。

取組み内容



- 社協コミュニティワークの充実
- 地域づくりのコーディネーターのプロをつくる、育てる

具体的な取組③ 地域福祉活動の見せる化

地域活動は、それぞれの団体や地域で行われるため、他の活動内容を知る機会がありません。それぞれの団体や地域が自らの活動を見せ合い、比べたり、ほめあったりすることで、活動の楽しさを共有し、地域のモチベーションを高め、さらには、地域間連携を促すことをめざします。

取組み内容



- お互いのよいところを見せ合う場をつくる
- 紙媒体の広報物の見せ方を工夫したり、SNS 等を活用したりして、活動の楽しさを共有して広める

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
八尾市地域福祉推進基金事業助成金活用件数	8 件 令和元年度 (2019 年度)	7 件 令和 5 年度 (2023 年度)	20 件 令和 10 年度 (2028 年度)



えだまめさんのコラム 「地域福祉推進基金事業助成金について」

私自身も地域の福祉活動を新たに始める際に、地域福祉推進基金の助成金を何度か使わせていただきました。この助成金は、地域の「やってみよう!」「やってみたい!」を応援することを目的に、市民の福祉意識の向上と障がい福祉意識の向上に寄与する事業に対し、活動費用を助成してもらえるものです。小規模の取組みから始めて、その活動を充実させるためにも使えますよ。

この助成金を担当している紅たでさんも、団体の規模や活動年数等にとらわれずに基金を活用できるように、制度の内容を工夫していたり、これまでの広報手段に加え、直接、地域で活動するキーパーソンに働きかけるなど、周知にも積極的に取組んでおられます。

今後、助成期間が終わっても継続した活動ができるよう好事例を紹介したり、社協や出張所と連携しながら基金の申請団体同士の交流を図るなど、活動をする中での相乗効果も生み出していきたいと考えているみたいです。地域でつながり支え合いながら地域づくりに貢献できると、さらにやりがいを感じますね。

現状

- 地域が協力して取組む分野は「高齢者世帯への見守り・支援」が半数を超えている。
⇒高齢者以外への支援の必要性を意識する人が少ない。
- 地域における助け合いや活動の活発化に必要なこととして、「住民相互の交流、つながり」を挙げる人が多い。
⇒気づきやつながりのきっかけがないと活動が活発化しにくい。
- 相談機関につながれた時点で課題が重篤化していることがある。
⇒ちょっとした変化に気づき、支援につながる体制づくりが進んでいる。

課題

- 高齢者以外にも支援が必要な人がいることを知ってもらう必要がある。
- 地域の交流を増やすことによって、つながりを強化する必要がある。
- 変化に気づいて、早期に支援につなぐ体制を強化する必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域や学校・関係機関等が協力して、地域の課題を「見つける力」をキャッチして、対応する取組みにつながる支援を行う。
- 地域住民みんなが地域で緩やかにつながり、その地域になじめるようなコミュニティの形成に向けた仕掛けづくりに取組む。
- 令和5年度に社協が実施した市内全32地区の地区福祉委員会へのヒアリング結果を踏まえ、グループ支援の在り方を再検討し、特に、社協コミュニティワーカー（CoW）が個別の相談から、地域内の居場所への参加につなぐなど、地域の見つける力を支援に結びつけるしくみを強化する。

具体的な取組① 地域の「見つける力」を高める

地域には、高齢者やひとり親世帯、ひきこもりや8050世帯など、さまざまな人や世帯が生活しています。「何かおかしい」と地域のちょっとした変化に気づけることが、地域の中で困りごとを抱える個人やその家族を見つける大きな力となります。

この「気づき」の視点をすべての市民やそこにある企業や商店までもが持てるよう、ちょっとした工夫や学び合いの場をもち、地域の見つける力を養います。

取組み内容



- 八尾市民の「ほっとかれへん」を目覚めさせる
- 「気づき」をレベルアップするための経験をつむ

具体的な取組② 地域の「見つける力」をつなげる

地域の「見つける力」は、一つよりふたつとたくさんつないでいくと、困りごとを抱える個人やその家族を見守るネットワークとなります。また、市民だけでなく、企業や商店など多様な主体がキャッチした「気づき」を、地域福祉活動の担い手、社協コミュニティワーカー（CoW）や出張所、人権コミュニティセンターと共有し、高齢者あんしんセンターなどの個別支援の専門職とも共有することによって、的確な支援につながります。その地域の住民みんなが緩やかにつながり、地域になじめるようなコミュニティの形成に向けた仕掛けづくりに取組みます。

地域で活動する多様な主体の「気づき」、「見つける力」をつなぐことで、見守りのネットワークをつくり、自ら声をあげにくい方など「誰ひとり取り残さない」地域づくりを行います。

取組み内容



- つなげる「キーパーソン」をつくる
- 変化に気づき、気軽に共有できるしくみをつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
見守り活動への協力事業者数	701 件 令和元年度 (2019 年度)	658 件 令和5年度 (2023 年度)	745 件 令和10年度 (2028 年度)
「災害時要配慮者支援指針」に基づく 同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019 年度)	5 小学校区 令和5年度 (2023 年度)	28 小学校区 令和10年度 (2028 年度)



基本目標 2

多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

身近な地域で心の通う人間関係を育むことや、一人ひとりが身近な地域を舞台に個性や創造性を発揮しながら役割を担っていくことは、人に安心感を与えるだけでなく、生活の豊かさの幅をひろげることに繋がります。地域住民が主体的に開催する行事や事業者等が独自に行う活動等も、積極的に情報収集し、社協コミュニティワーカー（CoW）や社会福祉法人、出張所等と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所等の開発等を進めます。地域に住まう、また、活動するすべての人が、地域を好きになり、しあわせを感じて暮らしていけるよう、3つのおせっかいを実行します。

- ① **市民へのおせっかい** 地域の中で、誰ともつながらず、また、つながりを拒否している人や世帯が、有事には頼れるようなほどよい距離感で自然につながれるしくみをつくります。

アンケートにおいて、コロナ禍を経て、地域の関わり・つながりを重要だと思うようになったと回答した人が2割程度おられる結果が出ています。

⇒世代や性別等の属性を超えて、交流できる居場所づくりを進めます。

- ② **地域へのおせっかい** 地域活動のさまざまな形を創り出し、地域活動に参加したいけれど、まだ行動につながっていない潜在的な担い手を行動につなげます。アンケートにおいて、地域活動へ今後参加したいと思う条件としては「自分にあった時間と内容の活動であれば参加する」（27.3%）、「気軽に参加できる雰囲気であれば参加する」（15.1%）が多くありました。

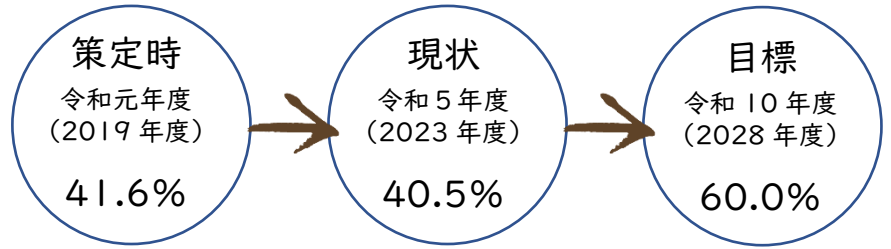
⇒デジタルサポーター養成講座など、活動が発展的に広がった実践例をもとに行事等を工夫したり、社協のボランティアセンターがマッチングを進める等により、地域活動に参加したり、継続的に福祉活動に関わってもらえるおせっかい人材の増加をめざします。

- ③ **企業等へのおせっかい** 地域にある社会福祉法人、企業、NPO、学校などの多様な主体が持つ強みを福祉に使っていきたくするようなしかけをつくります。

⇒フードバンクや住宅確保が難しい方への支援など関係機関、団体等の連携による取組みを進めます。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

地域活動や市民活動に
参加した経験がある
市民の割合（市民意識調査）



地域活動への参加のきっかけづくりのため、地元中小企業、大手企業、大学、金融機関が連携したコンソーシアム「みせるばやお」の市内会員企業のみなさんに、重層事業のPRや地域の居場所づくりに向けた連携を提案しました。また、ショッピングモールで開催したイベントでは、コミュニティ通貨「まちのコイン」を活用して、地域共生社会に関するクイズに参加してもらい、啓発に取組みました。



現状

- 地域活動への参加者が固定化している。
 - ⇒活動のマンネリ化、新たな参加者が入りにくい雰囲気につながる。
- 市民の約半数は地域活動への参加意向があるが、若い人が参加できていない。
 - ⇒きっかけがないため、参加につながらない。
- 「自分に合った時間」「特技を生かせる」「仲間と一緒に」であれば、参加したいと思う人が多い。
 - ⇒自分の都合に合った活動の場や機会がない。
- 近所づきあいの希薄化が進んでいる。
 - ⇒こどもたちが地域のつながりを実感する機会や場が少なくなっている。

課題

- 参加促進に向けた新しいスタイルの交流の場や地域活動が必要である。
- 誰でも気軽に参加できる場や機会づくりが必要である。
- 地域活動に参加したことがない人は、仕事や家事等で忙しく時間的制約を理由とする人が多い。
 - ⇒自分にあった時間と内容であれば参加すると思う人、地域活動に参加してみたいと思う人を引きこむきっかけづくりが必要。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- こどもの主体的な企画を大人がサポートするといった多世代交流による相互の関係づくりを深め、困っている人などへのおせっかいの輪を広げる。
- 近隣や地域での心地よい距離感を保ちながら、いざという災害時に備えて助け合える関係を築くことを目的に、身近な地域でのつながり・関係性づくりを進める。
- 世代や性別等の属性を超えて、交流できる居場所づくりを進める。

具体的な取組① 交流の場、居場所づくり

誰でも気軽に交流できる場があることは、人と人とがつながれるきっかけとなります。

人と人とがつながれば、安心や生きがい生まれ、また、何かをはじめのきっかけにもなります。

すでに地域で実施されているふれあい喫茶などの集いの場に加え、集わなくてもつながれる方法や買い物ついでにつながれる場など、つながる手段や場所を増やしたり、周知、広報することで、あらゆる市民が地域で自分の居場所を見つけ、誰かとつながれることをめざします。

取組み内容



- 「用事・お出かけ・買い物」ついでに立ち寄れる（ほどよい距離感で緩やかにつながる）場をつくる、広げる
- 「うれし・楽し・おもしろ」すぎてワクワクする場をつくる、広げる

具体的な取組② 地域で活動する場や機会をつくる（おせっかい活動をひろげる）

地域の誰もが気軽に参加できる地域活動の場や思わず参加してしまうような場や機会をひろげます。

福祉関係者の多くが地域活動に「やりがい」や「誇り」を感じていることから、地域活動には、大きな活力や生きがいを生む力があるといえます。さまざまな市民、子どもや若い人が、お互いの活動スタイルを尊重しながら、参加しやすい地域活動をはじめ、新たな地域活動の場や機会をつくったり、今ある活動を広げていきます。

取組み内容



- 時間や場所にとらわれず世代や属性を超えて活動できる場をつくる、広げる
- 「すき」や「とくい」を生かせる活動を増やす
- こどもの頃から地域のおせっかいにふれる原体験をつくる
- おせっかい応援制度をつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
地域資源マップ登録件数	326 件 令和元年度 (2019 年度)	321 件 令和5 年度 (2023 年度)	400 件 令和 10 年度 (2028 年度)

2 - (2) 地域福祉の担い手のすそ野拡大

現状

- 高齢化が進むにつれ、地域活動の担い手や後継者の不足が加速化している。
⇒将来の地域活動が維持できなくなる。
- ボランティア活動に今後参加したいという人がいても参加につながっていない。
⇒自分の知識や特技を生かせる場がない。
- 無償で誰かに助けてもらうのは気が引けるが、高額だと頼めないという声がある。
⇒ちょっとしたことを頼む相手がいない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談援助の専門職の高いスキルがないと対応できない。

課題

- 「担い手不足」「後継者不足」の解消に向けた掘り起こしが必要である。
- さまざまなニーズに対応できるよう多様なボランティアを募る必要がある。
- ちょっとした困りごとに対応できる有償のしくみが必要である。
- 専門的な知識やスキルを持つ人材を育成する必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域の福祉人材になり得る地域住民の発掘・登用・育成・活躍推進に取り組む。
- ライフステージごとに、地域での活躍の舞台も変化することもあり、ステージに応じた地域活動の広報・周知を行う。
- 「おせっかい人材」の発掘・育成につながるよう SNS を活用して活動の担い手として仲間を増やす取り組みを行い、気軽に参加できるしくみを整える。また、社協コミュニティワーカー（CoW）や関係機関と連携しながら、地域で何かやってみたいと思う人をボランティア活動へまきこむ工夫を行う。
- 「福祉職の人材育成方針」に基づき、市の福祉人材が知識習得を経て、そのノウハウを共有し職場内で教えあえる体制づくりを推進する。

具体的な取組①

「おせっかい人材」を見つける、育てる

高齢化の進行や、若い世代の地域参加の減少などで減ってきている「おせっかい人材」を増やします。

八尾の地域は、「あの人ほっとかれへんわ」と思ってしまうこの「おせっかい人材」に支えられているため、「おせっかい人材」の減少は、地域福祉に危機的状況をもたらすといっても過言ではありません。さまざまな場や機会を活用し、まずは活動に触れてもらい、おせっかい精神を伝え・広げ、地域の「おせっかい人材」を見つけ、仲間を増やし、育てることに取組みます。

取組み内容



- ライフステージに応じた広報・企画で「おせっかい人材」を発掘する
- おせっかい精神を広げる
- 「おせっかい人材」を養成し、地域につなげる

具体的な取組②

ボランティア団体を地域へつなげる

社協ボランティアセンターが中心となり、市民や地域のさまざまな課題やニーズに対応できるボランティア団体の育成や支援を行うとともに、ボランティア同士の連携や交流に取組みます。また、社協内の各部門が連携し、地区福祉委員会などの地域活動とテーマごとに集まって活動するボランティア団体等が、各々の特長を活かして協働・連携できるようコーディネートします。

また、ボランティア活動自体についても幅広い市民に知ってもらうため、広報活動にも力を入れ、誰でも気軽に参加でき、活用できるしくみづくりを行います。

取組み内容



- ボランティア活動をしてみたい人の受け皿を広げる
- 地域ニーズに合ったボランティアを増やす、つなげる
- 自分の知識や特技を生かしたボランティア活動のにぎわいをつくる

具体的な取組③

たすけあい有償活動をひろげる

ひとり暮らし高齢者の増加や地域のつながりの希薄化が進むにつれて、今後“電球の交換”や“買い物代行”など、社会保障制度で対応できない困りごとが一層増えてくると予想されます。普段の暮らしの中のちょっとした困りごとをキャッチし、住民同士で助け合う活動を行うしくみとして、有償による新たな「おせっかい」のしくみをひろげていきます。

取組み内容



- 住民の「困った」と「役立ちたい」をマッチング
- 住民の「とくい」を生かせる有償活動

具体的な取組④

福祉のプロを育てる

今後、支援を必要とする人の増加や生活課題の複雑化・複合化により、専門的な知識やスキルを持った福祉人材がますます必要となります。

市民一人ひとりの福祉課題やニーズにきめ細やかに対応する福祉人材を育成するとともに、キャリアアップを図ります。また、社協をはじめ、他の社会福祉法人やサービス提供事業所等と連携による福祉人材の確保、育成に取り組めます。

取組み内容



- 福祉人材の魅力を伝える
- 専門性を高める研修や職場内教育（OJT）を実施する
- 社協、社会福祉法人やサービス事業所等と一緒に福祉のプロを育てる

具体的な取組①～④に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,852 人 令和元年度 (2019 年度)	1,334 人 令和5年度 (2023 年度)	1,600 人 令和10年度 (2028 年度)
市民後見人バンク登録者数	28 人 令和元年度 (2019 年度)	34 人 令和5年度 (2023 年度)	60 人 令和10年度 (2028 年度)

2 - (3) 多様な主体との連携強化

現状

○地域では、民生委員・児童委員や地区福祉委員会などの既存団体の連携ができて
いるところが多い。

⇒地域と福祉関係者との連携が進みはじめている。

○地域の団体は、企業やNPO、学生との連携が必要だと考えている人が多い。

⇒企業やNPOなどと交流をするきっかけがない。

○近所づきあいが希薄化する一方で、助け合いを必要と考える人が多い。また、支
援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。

⇒市と社協が強力なタッグを組まなければいけない。

課題

○企業やNPO、学校などさまざまな主体の連携が必要である。

○地域と社会福祉法人の連携が必要である。

○市と社協がともに「おせっかい日本一」の八尾市づくりに取り組む必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

○福祉の相談・支援を担う専門人材により、学校・企業・関係機関等との地域連携
を支援していく。

○災害時対応やフードバンク等を例に、社会福祉法人と連携した地域づくりを進め
る。

○地域の課題が共有できる場を身近な地域で広げていく。

具体的な取組①

企業・NPO・学校等とつながる

地域のさまざまな課題を解決するためには、地域住民だけでなく、各種団体と連携・協力することにより、地域の課題を共有し、解決力を高める必要があります。

地域と企業、NPO、学校等が日ごろから「顔の見える関係づくり」や「地域の課題の共有」を行い、ともに課題解決を行えるしくみをつくります。また、企業の福祉分野での社会貢献活動を促します。

取組み内容



- 企業と福祉の接点を地域でつくる
- NPOの強みを地域福祉活動につなげる
- 学校等とのコラボレーション

具体的な取組②

社会福祉法人の活躍の見える化

社協と連携しながら、市内の社会福祉法人が取組む多様な地域貢献活動（生活困窮者への支援、働きづらさを抱えている方への就労サポート、災害時の福祉避難所としての要配慮者の受入れ等）について集約し発信することで、他の社会福祉法人の地域貢献活動をひろめていくとともに、地域住民が必要なときに必要な支援・サービスにつながるしくみをつくるなど、社会福祉法人と連携した地域づくりを進めていきます。

取組み内容



- 社会福祉法人の取組みの見える化
- 地域のニーズにあった地域貢献活動をひろめる

具体的な取組③

八尾市社会福祉協議会とともにめざす「地域福祉の推進」

本計画の基本理念である「誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち ～ おせっかい 日本一 ～」を実現するためには、社協との共走が不可欠です。社協が策定する「地域福祉活動計画」の各目標が、地域でくまなく実現できるよう、また、地域で活動するさまざまな人や団体、事業者や機関とともに地域福祉を推進していけるよう、社協の基盤強化を行い、ともに「おせっかい日本一」をめざします。

取組み内容

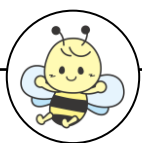


- さまざまな場や機会を社協と共有する
- 地域福祉活動計画との一体的な推進

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
地域内のさまざまな主体での会議回数 （高齢者、障がい者、学校園等、保育所 （園）、児童に関する地域内施設等）	41 回 令和元年度 （2019 年度）	69 回 令和5年度 （2023 年度）	82 回 令和10年度 （2028 年度）



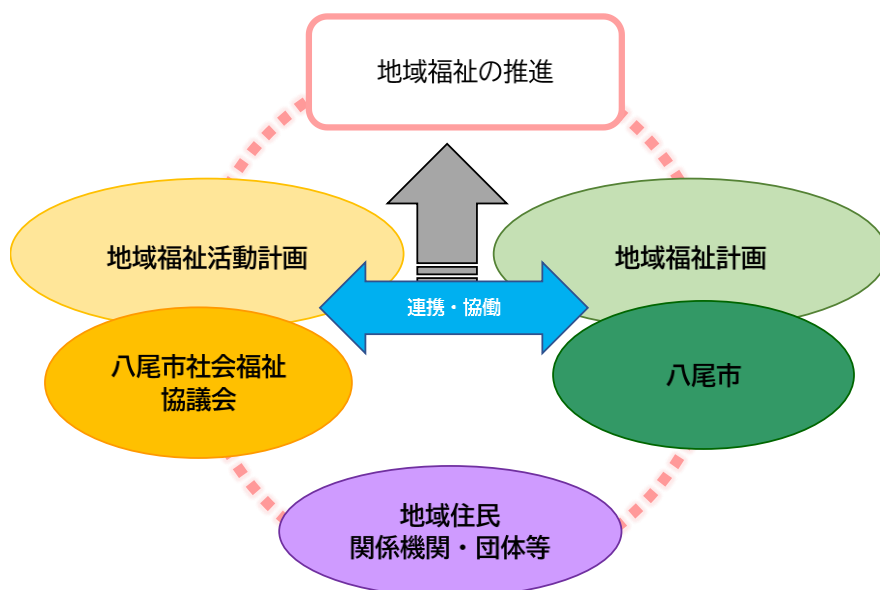
ヤッピーのコラム

「八尾市社会福祉協議会と八尾市 ～ 社協と市でともにめざす「おせっかい日本一」 ～ 」

社協は、社会福祉法第 109 条により「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられている社会福祉法人で、地域共生社会の実現に取り組む八尾市とはつながりの深い団体です。地域住民や社会福祉の関係者等の参加・協力により組織され、活動しているという特徴があり、民間団体としての自主性と、広く地域住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という 2 つの側面があります。

社協では、地域住民同士の助け合いや支え合いの活動を支援するため、地区福祉委員会を中心とした小地域ネットワーク活動、ボランティアセンターや権利擁護センターの運営、生活困窮者自立支援事業、民生委員・児童委員等の福祉関係団体の事務局等多岐にわたる事業を行っています。

また、八尾市の重層事業において、主要な役割を担っています。本計画と社協の「第 4 次八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」の互いの理念や課題を共有するとともに、さらなる連携強化により、市と社協がともに地域福祉を推進していきます。





基本目標3

身近な地域で支援が届くしくみづくり

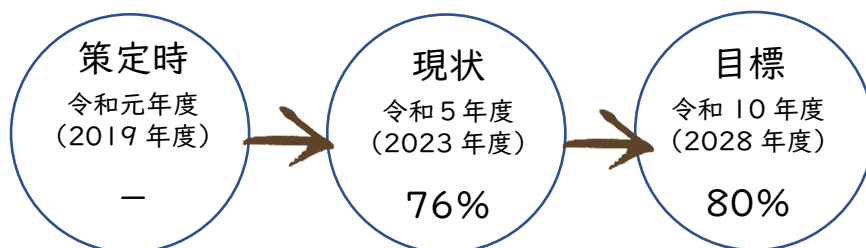
地域には、老老介護世帯やひとり暮らし高齢者世帯、8050問題にごみ屋敷、生活困窮、ひきこもり、ヤングケアラー、孤立死、住まいの困りごとなど、さまざまな地域生活課題が存在しています。それらは、単体であるのではなく、専門性が必要とされる課題が絡み合いながら複雑化・複合化している場合が多い上、地域からの孤立や支援拒否などが支援につながることを妨げ、課題をますます深刻化させています。

このような中で、介護、障がい、こども、生活困窮、医療・保健、権利擁護などの暮らしを支える関係事業の充実を図るとともに、地域で盛んに行われている地域福祉活動と情報を共有し、専門機関等がしっかりとタッグを組んで課題解決に向けて取組んでいけるよう、課題を抱える人や世帯をまるごと支援する専門職等によるおせっかい体制をつくります。

また、本市では、これらの課題等に対し、専門職等がスムーズに支援タッグを組めるよう、地域で困りごとにしっかりと向き合い、活動する福祉生活相談支援員等を巻き込みながらコーディネートする「つなげる支援室」が中心となり、誰ひとり取り残さない支援を行っています。

基本目標の達成を計る指標（アウトカム指標）

つなげる支援室で
支援調整などを行
い終結した割合



3 - (1) 地域の権利擁護の推進

現状

- 権利擁護に関する相談窓口の認知度は低い。
⇒制度につながらず、悪質商法や詐欺などの消費者被害が増える。
- 後期高齢者が増えるため、判断能力が十分でない人の支援のニーズは高まる。
⇒成年後見制度への理解が進まないと、適切な支援につながらない人が増える。
- 全国的に高齢者虐待・児童虐待は増加傾向である。
⇒対応が遅れると命に関わる問題になる。また、支援の担い手が不足する。

課題

- 権利擁護に関する事業・制度、窓口の周知が必要である。
- 成年後見制度の利用促進にあたって、「手続きの負担軽減」「制度の周知」「経済的な負担の軽減」「窓口の明確化」を総合的に行う必要がある。
- 虐待防止に向けた早期発見・早期介入・早期対応が必要である。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 地域から孤立している方へのアプローチとして、地域で活動する多様な主体による見守り、相談機関等の連携・支援により、権利擁護の取組みを進める。
- 市民後見人養成講座修了者等が、後見人の受任だけでなく、社協が実施する見守り支援等において活躍できるしくみづくりを進める。
- 暴力、虐待、消費者被害の早期発見・早期対応できる体制を強化する。
- 権利擁護に関する制度や相談窓口等の情報を、必要な方に届けられるよう引き続き周知を行う。

具体的な取組① 暴力・虐待に「気づく」「見つける」「声をかける」「つなぐ」

地域における DV などの暴力、こどもや高齢者、障がい者への虐待は「ぜったい許さない意識」を高めます。また、地域の「見つける力」と関係機関が連携し、暴力や虐待の早期発見や早期対応のできる体制の強化を図ります。

さらには、DV 被害者や被虐待者が、地域で孤立することがないように、地域で活動する多様な主体による見守り、近隣とコミュニケーションを持ちながら、暴力・虐待を見つけたら、勇気をもって通報できる地域づくりを行います。

取組み内容



- 地域で「暴力・虐待を許さない意識」を高める
- 早期発見、早期対応に向けた取組みを行う

具体的な取組② 認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由により判断能力が十分でない人は、自分で預貯金などの財産管理、介護サービスの契約などの手続きをすることが難しい場面があります。また、自分に不利益であっても正しい判断ができずに契約を結んでしまい、悪質商法や詐欺などの消費者被害に遭うおそれもあります。

たとえ、判断能力が十分でなくても、あるいは、障がいのある人が親なきあとも、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、成年後見制度による支援が必要な場合には速やかに制度が利用でき、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していきます。

また、市民後見人による活動は、寄り添い型の支援と言え、おせっかい精神が活きる取組みであり、養成講座修了者等が活躍できる場を広げていきます。

取組み内容



- 認知症になっても、障がいがあっても住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう「八尾市成年後見制度利用促進計画」(P59・60)に基づく取組みを進める
- 市民後見人養成講座修了者等が見守り支援等で活躍できる場をつくる

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
権利擁護に関する相談件数（チーム派遣・個別相談・専門相談・市民後見人相談の合計）	— 令和元年度 (2019 年度)	465 回 令和 5 年度 (2023 年度)	600 回 令和 10 年度 (2028 年度)
市民後見人の受任件数	5 件 令和元年度 (2019 年度)	7 件 令和 5 年度 (2023 年度)	20 件 令和 10 年度 (2028 年度)

現状

- 経済的困窮や就労に対する支援ニーズは高い。
⇒ニーズに対する支援や就労・社会参加の場が不足している。
- 生活困窮者は、必要な医療や介護を受けていないなど、日常生活に幅広く影響が出る。
⇒そのままにしておくとともにさらに問題が複雑化する。
- 地域から孤立している人やひきこもりの人の困窮の実態が分からない。
⇒支援につながらないまま取り残されている可能性がある。

課題

- SOSを見逃さないよう日常生活の中で誰かが見守るしくみが必要である。
- 早期支援につなぐための手立てをとる必要がある。
- 課題が幅広いため、連携して支援につなぐ必要がある。
- 自立に向けた寄り添い型の支援が必要である。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 各窓口での相談対応から、適切な機関につなぐしくみを継続し、市民のSOSを受け止める。
- 生活支援相談センターと関係機関の連携により、支援にたどり着けない人や支援が途切れてしまわないように、アウトリーチの実施など、誰ひとり取り残さない支援体制を強化する。また、住宅確保に関する相談支援の取組みを進める。
- 必要な情報が必要な人に届くよう、周知・啓発を徹底するとともに、オンラインでの情報発信など、ICT活用を進める。
- 相談に組織として対応できる体制を強化し、関係機関同士の連携を深める。

具体的な取組①

誰ひとり取り残さない相談窓口

「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、地域には、さまざまな困りごとを抱え、生活に困窮している人や世帯がおられます。中には、犯罪や非行をして、仕事や住まいを失い、その後の生活を立て直せない人がいます。

これらの人や世帯に対し、まずは受け止め、さまざまな機関と連携し、まるごと支援を行っていきます。さらには、支援拒否などの理由により、支援につながらない人や世帯に対しては、生活困窮相談窓口などのアウトリーチを通じて、誰ひとり取り残さない支援を行います。

また、困りごとを抱えた方に、必要な情報が届くよう、オンラインを活用して情報発信等に取り組みます。

取組み内容



- どこにもつながらない相談を受け止める
- 早く気づく、早く支援につなげる
- 「八尾市再犯防止推進計画」(P62)を策定し、犯罪をした人の生活再建・社会復帰を支援し、再犯防止の取組みを進める。



紅たでさんのコラム

「誰ひとり取り残したくない私の思い」

令和2年(2020年)8月に本市では特別定額給付金の申請を出さなかった方への訪問勧奨事業(訪問して申請を出してもらうように呼びかけをする事業)を行いました。

特別定額給付金は、すべての市民にひとり10万円をお渡しする事業です。新型コロナの対策で、すべて郵送で申請するしくみでしたが、高齢者を中心に、書き方の分からない人が市役所にたくさん来られました。その様子を見て、他にも申請ができない人がいるんじゃないかと思ったのがこの事業をやろうと思ったきっかけです。

さまざまな理由で申請できなかった人が申請につながった一方、手続きが面倒だという人、住所を置いたまま所在の分からない人、近所との交流が全くない人など、地域とのつながりが希薄な方の存在が明らかになりました。また、訪問の結果、申請が出ていなかったのは、高齢者よりも40代、50代の方で、男性のひとり暮らしの人が多いう結果になりました。

この事業を通じて、地域のつながりの大切さや制度の狭間にいる人への支援の必要性を強く感じました。地域共生社会づくりに向けた地域づくり支援、参加支援、相談支援を充実させていくことが本当に必要だと実感しています。

私は、たくさんの人に理解をしてもらって、一緒に考えて行動してもらうことで、誰ひとり取り残さない地域づくりを進めていきたいと思っています。

具体的な取組②

自立への支援

社会参加をすることは、社会や地域で活躍できる役割を持ち、誇りや生きがいを見つけることにつながります。多様な機関との情報共有や、福祉分野以外との連携、さまざまな働き方の周知・啓発などにより、多様な就労の場づくりや社会参加の場づくりを進めます。

取組み内容



- 社会参加の場の開拓や創出
- 就労訓練、就労の場の開拓や創出

具体的な取組③

たくさんの人や支援がつながる

生活支援や住宅確保、若者支援、こどもの貧困の解消に向けた支援、生活福祉資金貸付制度など、さまざまな機関や制度とつながり、生活困窮者のまろごと支援を行っていきます。また、社協、民生委員・児童委員による訪問や地区福祉委員会による見守りなど、地域福祉活動による支援もあわせて行っていきます。

さらに、住まいに関する相談が増える中で、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居が進むよう、居住支援法人や不動産事業者等と連携して取組みを進めます。

取組み内容



- いろんな分野に福祉がつながる
- 地域で気づく、地域で見守る
- 居住支援協議会を設置し、関係機関とともに住宅確保が困難な人への住まいの支援を進める

具体的な取組①～③に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合（率）	— 令和元年度 (2019年度)	49.4% 令和5年度 (2023年度)	60% 令和10年度 (2028年度)



紅たでさんのコラム 「住宅確保への支援について」

日々窓口で市民のみなさんの困りごとをお聞きしていると、お住まいに関する相談が増えてきています。高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世帯、犯罪をした人、外国人など住宅の確保が自力では難しい方が増えており、居住支援法人等による入居への支援の必要性が高まっています。

令和5年度（2023年度）には、居住支援法人（社会福祉法人）がセミナーを開催（八尾市内の居住支援法人等が協力、市・社協が後援）し、賃貸住宅を貸す人も借りる人も安心できる住まい環境をどのように整えていくか、支援事例を交えて考える機会となりました。

今後、不動産事業者や福祉関係者が一緒に住まい課題について検討していけるよう、居住支援協議会の設立等も含め、市としても居住支援の取組みを進めていきます。

3 - (3) 災害時要配慮者への支援づくり

現状

- 災害の備え、地域で取組む重要なこととして、避難方法等を決めておくことが重要と考える市民が多い。
⇒実際は避難指示が発令されても危険だと判断する人が少ない。
- 近所づきあいをほとんどしていない人が半数程度いる。
⇒いざという時に助け合うことができない。
- 地域で災害時に手助けを必要とする人や世帯を把握しておくことが重要と考える福祉関係者は多いが、市民は少ない。
⇒手助けが必要な人を支援する人が不足する可能性がある。

課題

- 自力で避難できない人への実効性のある避難支援が必要である。
- 災害等の緊急時に備え、日ごろからつながりを持つ必要がある。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 避難行動に支援が必要な方一人ひとりに応じた個別避難計画の作成を進める。
- 近隣や地域での心地よい距離感を保ちながら、いざという災害時に備えて助け合える関係を築くことを目的に、身近な地域でのつながり・関係性づくりを進める。

具体的な取組①

災害時要配慮者への支援づくり

本市では、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取組みの実効性を高めることを目的として、令和2年（2020年）3月に「八尾市災害時要配慮者支援指針」を策定しました。

この指針に基づき、「災害時に誰も取り残されことなく、安全な場所に移動・避難すること」をめざし、災害時の避難行動に備えて避難行動要支援者本人や家族が主体的に関わり、必要に応じて、地域・行政・福祉事業者が協力して、個別避難計画の作成を進めます。

また、福祉避難所の役割と機能を整理し、その充実に取組みます。

取組み内容



- もしもの災害に備える意識を高める
- 福祉避難所の充実

具体的な取組②

発災時に備えた日ごろからのつながりづくり

地域における住民間の関係づくりは、地域で主体的なまちづくりにおいて特に重要になります。その関係性は、災害時の避難支援においても有効であることから、地域コミュニティの充実につながるよう、社協と連携して、地域による同意者リストを活用した取組みを支援します。

取組み内容



- 同意者リストの地域での活用
- 「八尾市避難行動要支援者支援マニュアル」の周知と、それを活用した地域における避難支援の取組み推進

具体的な取組①～②に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	策定時	現状	目標
「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	— 令和元年度 (2019年度)	5小学校区 令和5年度 (2023年度)	28小学校区 令和10年度 (2028年度)

現状

- 福祉の相談窓口・サービスの情報を入手できていない人が7割にのぼる。
⇒近所づきあいの少ない人、情報が得られていない人は相談相手がいない。
- 身近な相談窓口の充実を求める市民が多い。
⇒どこに行っても支援につながるしくみになっていない。
- 支援を必要とする世帯の課題が複雑化・複合化してきている。
⇒相談機関が連携しないと支援できない。

課題

- 市民の変化に気づき、市民がどこに相談をしても必要な支援につながる相談体制の強化が必要である。
- 複雑化・複合化した課題を抱えた人に対応するために相談機関のコーディネート及び、関係機関で連携して支えるしくみづくりが必要である。

前期計画期間の実績を踏まえた方向性

- 複雑化・複合化した地域課題や支援ニーズに対応するため、さまざまな相談を受け止めるとともに、分野横断的な連携を強化する。
- 支援機関と地域関係機関・団体や民間企業等と連携し、課題を抱えた人が地域で孤立せず、地域社会に参加できる機会の充実に取り組む。

具体的な取組①

断らない相談支援体制づくり

市民がどこに相談しても、必要な支援につながるよう、高齢者、障がい者、こども、健康、人権、消費などのさまざまな相談窓口がしっかり相談を受け止め、適切な相談支援機関につなげるとともに、複雑化・複合化した課題を抱えた人や世帯については、「つなげる支援室」がコーディネートして、関係機関で連携して支えるしくみづくりを行い、断らない相談支援体制を強化します。

さらに、ひきこもり等により自ら相談できない状態の人に対して、アウトリーチを通じた迅速な対応ができる体制を強化し、必要な場合は、寄り添い支援ができる体制づくりを進めます。

また、個別ケースから見てきた地域課題を、地域づくりや資源開発等につなげる機能を強化します。

取組み内容



- 制度が複数の分野にまたがるようなケースの初動支援に対応する
- 複数回に渡るアプローチが必要なケースに対して訪問等による伴走支援を行う
- 社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー（施設CSW）等、公益事業とも連携し、継続的な支援を実施する
- 再び地域で孤立させないように社会に参加する機会を確保する
- 困難なケースにもしっかり向き合い支援できる専門職をつくる

具体的な取組に対する指標（アウトプット指標）

※事業・取組み等の進捗を計るための指標

	現状	現状	目標
つなげる支援室で支援調整などを行い最終した割合	— 令和元年度 (2019 年度)	76% 令和5 年度 (2023 年度)	80% 令和10 年度 (2028 年度)

八尾市では、市役所内の分野横断的なネットワークと、市民・企業・社会福祉法人・社協等による地域における関係者のネットワーク。この両方のネットワークの充実による包括的な支援体制の整備を進めています。





つなげるのコラム

「人の優しさで、やっと人間らしくなった」

30代のAさんは、仕事が続かず、借金をかかえ、税金の支払いができなくなり、市役所を訪れました。

Aさんの話を最初に聞いた窓口では、税金の支払いができない理由を探るため、Aさんにじっくり話を聞き、Aさんには支払いの問題だけではない複雑な課題があると感じたため、つなげる支援室に相談することにしました。

つなげる支援室はAさんの状況を知り、Aさんの生活を立て直す支援のため、福祉事業者、病院相談員や弁護士など、Aさんをサポートするメンバーを集め、チームを作りました。

たくさんの方がAさんのサポートに関わるようになった結果、これまで仕事を転々としていたAさんが、就労継続支援A型での仕事を無理なく続けられるようになりました。

Aさんの言葉「生きる気力がなかった自分を、ここまでサポートして、今の人間らしい生活までたどりつかせてもらった。八尾市に恩返しをしたい。買い物についてきて、何をどの量で買うとよいか、どのぐらいの予算で生活したらうまくいくか、一つ一つ丁寧に教えてもらったこと、お金の管理を粘り強く一緒に向き合ってくれたこと、今までこんなに人に優しくしてもらったことはない。自分もいつか人の役に立てる人間になりたいです。」

つなげる支援室では、Aさんのように複雑な課題を抱える方やその世帯全員の暮らしを考え、チームで手を取り合い課題の解決をめざしています。

さらに、市民がどこに相談しても、職員が、気づきのポイントを理解することにより、必要な支援につながる体制づくりを進めています。個別の課題を通して地域生活に何が必要かを見出し、課題を抱えながらも地域で生活ができるように地域の間づくりにも力を入れています。

つなげる支援室の役割

高齢者の相談



障がい者の相談



こどもの相談



これまでどおりそれぞれの窓口でしっかりと対応していきます。

しかし…

たくさんの課題を抱えている家族など、相談支援につながりにくい場合があります。
例えば、3世代同居の家族それぞれが何らかの問題を抱えているようなケースや、
疾患や困窮、セルフネグレクトなどの複数の問題をひとりで抱えているような
複雑なケースは一つの相談支援機関では解決がしにくいです。

そのため

複雑・複合的な課題を抱える対象者を支援するための支援チームを結成します。



地域共生推進課 つなげる支援室

- 必要な関係者に声をかけて一緒に支援について考えます。
- 関係者が集まって話し合う場を持ちます。
- 必要な支援が続くようにサポートします。
- 関係者へ助言を行い、スキルアップを支援します。
- 回復した後も、つながり続けられる体制を考えます。

つなげる会議の開催（社会福祉法第 106 条の 6 に規定）

要援護者等が抱える課題を把握し、支援関係機関がそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係るつなげる会議を開催しています。

高齢、障がい、こども、生活困窮、保健、労働、人権の各分野別の既存の相談窓口の機能を活かし、既存の窓口のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケースにおいて、支援関係機関を招集し、役割分担や支援の方向性（プランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について）を検討・決定しています。

多機関協働による断らない相談支援体制として、分野内の相談支援機関の統括的な役割を担うエリアディレクターを高齢、障がい、こども、生活困窮、保健に設置し、つなげる支援室がその統括するディレクターとなり、つなげる会議等を通して支援を行います。

【つなげる会議の様子】



市役所にはたくさんの相談窓口があり、簡単には解決できない課題の相談も多くあります。それぞれの窓口が連携しながらよりよいサポートができるような組織作りに取り組んでいます。



八尾市重層的支援体制整備事業実施計画

1) 重層的支援体制整備事業の概要

- 社会福祉法における規定

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年(2020年)法律第52号)に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において、断らない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた3つの支援を一体的に実施する重層事業が創設され、令和3年(2021年)4月1日に施行されました。

本市では、令和5年(2023年)3月、「八尾市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定しました。このたび、実施計画の見直しにあたり、地域福祉計画に包含するかたちで定めています。

- 実施計画の策定の流れ

実施計画の策定にあたっては、地域共生推進課つなげる支援室が中心となり、支援体制の整備に向けた関係機関から構成される「つなげる相談支援体制整備チーム会議」にて検討し、地域福祉計画内の計画として、「八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」の協議を経て、「八尾市社会福祉審議会」に報告し、とりまとめました。

- 地域福祉計画における重層事業に関する取組みの位置づけ

当市の地域福祉計画では、重層事業の法的な位置づけだけでなく、八尾市域での地域共生社会の実現に向けて重層的支援体制の強化に向けた取組み推進について、地域福祉計画の基本目標及び実施計画に掲げています。具体的には、基本目標1に地域づくり支援、基本目標2に参加支援、基本目標3に相談支援について、記載しています。

なお、重層に関わる各事業の提供体制及び実施体制(拠点等の数・形態を含む)については、八尾市版の重層的支援体制イメージ図(P.18)、重層事業における実施事業と実施体制(P.54~)にて整理しました。

2) 重層的支援体制整備事業における実施事業と実施体制

1. 事業一覧

	事業名	所管課
包括的 相談支援 事業	地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営 （介護保険法第115条の45第2項第1～3号）	高齢介護課 地域支援室
	障害者相談支援事業 （障害者総合支援法第77条第1項第3号）	障害福祉課
	利用者支援事業 （子ども・子育て支援法第59条第1号）	（特定型）保育・こども園課 （こども家庭センター型）こども・いじめ何でも相談課、こども健康課
	生活困窮者自立相談支援事業 （生活困窮者自立支援法第3条第2項）	地域共生推進課

	事業名	所管課
地域づくり 支援事業	地域介護予防活動支援事業 （介護保険法第115条の45第1項第2号）	高齢介護課 地域支援室
	生活支援・介護予防サービスの体制整備事業 （介護保険法第115条の45第2項第5号）	
	地域活動支援センター機能強化事業 （障害者総合支援法第77条第1項第9号）	障害福祉課
	地域子育て支援拠点事業 （子ども・子育て支援法第59条第9号）	こども健康課
	生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	地域共生推進課

	事業名	所管課
多機関協 働事業等	参加支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第2号）	地域共生推進課 つなげる支援室
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	
	多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）	

多くの所管課が一体的に事業に取り組むこととなります。



2. 実施体制

(ア) 包括的相談支援事業

実施事業	実施体制
地域包括支援センター（高齢者あんしんセンター）の運営 〔第1号のイ〕	【所管課】 高齢介護課 地域支援室 【業務内容】 総合相談支援、権利擁護、介護予防、包括的・継続的ケアマネジメント 【支援対象者】 65 歳以上の高齢者等 【実施方式】 ・ 基幹：直営 ・ 委託：社会福祉法人・医療法人等 【圏域】 市内5 圏域（基幹1 箇所、中学校区15 箇所） 【支援機関】 基幹型高齢者あんしんセンター1 箇所、高齢者あんしんセンター15 箇所
障害者相談支援事業 （基幹相談支援センター等機能強化事業、住宅入居等支援事業、障害者相談支援事業） 〔第1号のロ〕	【所管課】 障がい福祉課 【業務内容】 障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者等の総合相談、権利擁護、居住サポート等 【支援対象者】 障がいのある人及びその家族等 【実施方式】 ・ 基幹：直営 ・ 委託：社会福祉法人等 【圏域】 相談支援事業所：基幹1 箇所、市内4 箇所 【支援機関】 障害福祉課基幹相談支援センター、事業所等4 箇所
利用者支援事業 〔第1号のハ〕	【所管課・支援機関】（特定型）保育・こども園課、（こども家庭センター型）こども・いじめ何でも相談課、こども健康課 【業務内容】 ・ 特定型：保育・こども園課に利用者支援員を配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の相談や情報提供、助言等 ・ こども家庭センター型：母子保健機能として、助産師や保健師等の専門職による妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービス等の情報提供、セルフプラン、サポートプランの策定等、児童福祉機能として、心理士・保健師・保育教諭・社会福祉士等の専門職を配置し、こども家庭等に係る相談全般、必要な情報提供や助言、虐待予防・早期発見に視点を置いた支援、サポートプランの策定等 【支援対象者】 子ども及びその保護者等 【実施方式】 ・ 特定型：直営 ・ こども家庭センター型：直営 【圏域】 市内全域 【支援機関】 特定型：保育・こども園課 こども家庭センター型：こども・いじめ何でも相談課、こども健康課
生活困窮者自立相談支援事業 〔第1号のニ〕	【所管課】 地域共生推進課 【業務内容】 ・ 「包括的」かつ「継続的」な相談支援 ・ 個々の状況に応じた支援計画（プラン）を作成し、自立支援、就労支援、家計改善支援等 ・ アウトリーチ支援体制の強化 ・ 社会資源の開拓および相談支援体制づくり等

実施事業	実施体制
生活困窮者支援等のための地域づくり支援事業 【第3号のオ】	【所管課】地域共生推進課 【事業内容】複合的な問題を抱えている生活困窮者等を早期に把握し、支援につないでいくため、相談支援関係機関に留まらず、幅広い分野の関係機関や団体等による見守り活動等とのネットワークづくりを行う。 また、出張所、人権コミュニティセンター等による地域支援と連携し、地域資源を活用しながら地域住民による福祉活動を支援する。 【支援対象者】 八尾市内に在住する生活困窮者等が社会的孤立等により、支援が必要と認められる者 【実施方式】社協（補助） 【圏域】市内全域 【支援機関】コミュニティワーカー（CoW）

(ウ) 多機関協働事業等

実施事業	実施体制
参加支援事業 【第2号】	【所管課】地域共生推進課 つなげる支援室 【事業内容】既存の制度では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の資源等を活用して、社会とのつながりづくりに向けた支援を行う。 【支援対象者】八尾市民 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】 コミュニティワーカー（CoW） 日常生活圏域5箇所 生活支援コーディネーター（SC） 日常生活圏域5箇所 社会福祉法人のコミュニティソーシャルワーカー（施設 CSW）や スマイルサポーター55 施設 福祉生活相談支援員 中学校区担当 6箇所 パーソナルサポートセンター 1箇所 市内全域 地域就労支援センター 5箇所
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 【第4号】	【所管課】地域共生推進課 【事業内容】 ①潜在的なニーズを抱えている人を早期に発見するために、関係機関（者）と連携し、つながりの中から相談者を発見する。 ②課題を抱えている人に直接支援を届けるため、関係機関と連携し合うための方策について協議する。 ③関係性構築に向けた支援の実施。 ④本人に会えた後も伴走支援を行い、信頼関係を築き、支援の入口につなげる。 【支援対象者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人やつながることに拒否的な人 【実施方式】委託：一般財団法人八尾市人権協会 【圏域】市内全域 【支援機関】福祉生活相談支援員 6箇所

実施事業	実施体制
多機関協働事業 [第5号・第6号]	【所管課】地域共生推進課 つなげる支援室 【事業内容】 ① 総合調整のための「つなげる会議（重層的支援会議・支援会議）」の開催 ・要援護者等が抱える課題を把握し、支援関係機関においてそれぞれ果たすべき役割についての調整を行うため、支援関係機関を招集し支援調整に係る会議「つなげる会議」を開催する。また、定期的に支援の状況を把握し、支援内容の調整又は見直しを行う必要があれば継続的に支援関係機関等が参集する機会を設定する。 ・地域共生推進課つなげる支援室にディレクターを、支援関係機関を統括する機関にエリアディレクターを設置する。 ② 相談支援体制の充実を図るためつなげる相談支援体制整備チーム会議を設置 ・相談支援体制の改善・充実を図る方策の検討 ・相談支援体制の改善・充実に係る連絡調整 ・その他、相談支援体制を充実させるにあたり必要な取組み ③ 福祉職等相談支援担当者の人材育成の実施 ・福祉職等専門職への人材育成方針の進捗管理 ・福祉職等専門職と相談支援対応職員への研修の実施 【実施方式】直営 【支援対象】 ① 複数の課題を抱えている者 ② 課題を抱える者が複数人存在する世帯 ③ 既存の福祉サービスの活用が困難な者 ④ その他上記項目に準ずる者及び世帯

各事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していくのが重層事業です。



八尾市成年後見制度利用促進計画

～認知症になっても、障がいがあっても自分らしく～

成年後見制度は、たとえ、判断能力が十分でなくても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、本人の権利と財産を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるよう支援していく制度です。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年（2016 年）法律第 29 号）及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、認知症になっても、障がいがあっても自分らしく暮らせる八尾のまちをめざすため、令和 3 年（2021 年）3 月より「八尾市成年後見制度利用促進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定しています。

<< 取組み内容 >>

○ 広める

→誰もが、必要な制度を適切に利用することができるよう、また、将来、判断能力が十分でなくなった時のために事前に備えたり、制度を必要とする人の早期発見、早期支援につながるよう、さまざまな方法で制度の内容を発信します。

○ 学ぶ

→成年後見制度による支援が進むよう、研修、講座などを通じて、関係機関とともに制度について学びます。

○ 支援がつながる

→社協権利擁護センターを中核機関に、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）や高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所などの関係機関がつながり、必要な支援が行えるよう協力する体制づくりを「ほっとかれへんネットワーク」（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）において行います。

○ 自分らしく暮らせる

→市民の目線で本人に寄り添い、後見活動を行う、まさに八尾の「おせっかい」が集結した「市民後見人」の活躍について周知するとともに、活躍の場を増やしていきます。

○ 申立てを支援する

→申立てできる親族がいない人には、市長による申立てを活用します。
また、本人や親族からの申立ての相談に対して支援を行います。

○ 暮らしを守る

→日常生活自立支援事業や法人後見など、本人の権利と財産を守る制度やサービスを実施し、本人を悪質商法などの消費者被害から守ります。

○ 個人が尊重される

→認知症になっても、障がいがあっても、成年後見制度を利用していても、本人の意思決定が適切に支援されるしくみをつくります。

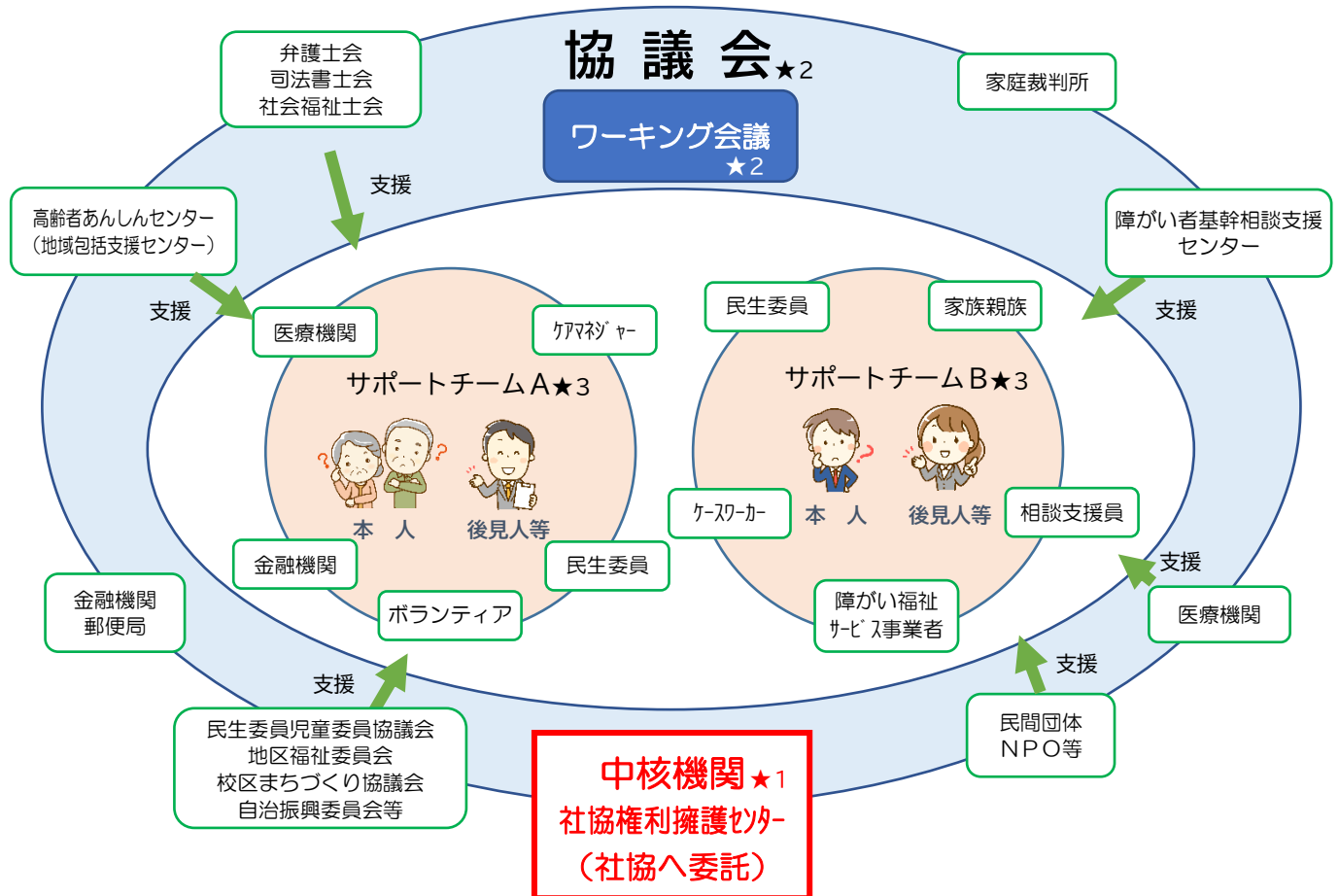
<< 八尾市社会福祉協議会権利擁護センター（ほっとネット） >>

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人が、安心して暮らせるように、日常生活自立支援事業などのサービスや各種制度を総合的に推進する八尾市における権利擁護支援の中心となる機関。「ほっとかれへんネットワーク」の「司令塔」としての役割も担う。

※「ほっとネット」は社協権利擁護センターの愛称です。

ほっとかれへんネットワーク★₁体系図

(権利擁護支援の地域連携ネットワーク)



《ほっとかれへんネットワーク》★₁

みんなの「ほっとかれへん」を集約した成年後見制度が必要な人に必要な支援をみんなでつながり行っていく、八尾市の地域連携ネットワークのしくみで、5つの役割を持ちます。また、中核機関がその事務局を担います。

5つの役割

①広報

必要な人に支援が届くように制度の周知を図ります。

②相談

さまざまな機関と連携し、相談者に応じ必要な支援につなげる相談を行います。

③成年後見制度利用促進

受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・活動の促進、他制度からのスムーズな移行を行います。

④後見人支援

「後見人をひとりにしない」サポートを行います。

⑤不正防止

本人の財産と権利を守るために不正の発生やトラブルを未然に防ぎます。

《協議会・ワーキング会議》★₂

【協議会】

法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携し、権利擁護支援の課題解決のためのしくみづくりや「サポートチーム」への支援を行います。

【ワーキング会議】

実務担当者で構成された八尾市オリジナルの組織です。ネットワークの取組みが、より効果的になるよう以下の取組みを行います。

- ①新規事業の提案
- ②支援の状況の報告・ケース検討
- ③現場の声を事業等に反映する
- ④先進都市との交流

《サポートチーム》★₃

本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームになって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制です。



ヤッピーのコラム

「市民後見人ってなあに？八尾市の市民後見人はアツい！」



市民後見人とは、家庭裁判所から成年後見人等として選任された市民のことで、専門組織による養成と活動支援を受けながら、同じ地域の市民としての特性を活かしながら、成年後見制度を利用する本人に寄り添い、意思決定支援を行う重要な担い手として期待されています。

八尾市ではこれまで市民後見人の養成・活躍促進に積極的に取り組んでおり、権利擁護センターでは、大阪府社会福祉協議会と八尾市との協働による事業展開を行い、専門職団体によるバックアップ体制もあって、市民後見人の活動支援を行っています。

● 市民後見人のサポート ～日常相談～

日々の後見活動については、権利擁護センターが全力でサポートしています。

毎月1回の活動報告を受ける中で、活動記録と領収書等の確認を行うだけでなく、本人の意向や生活状況や活動するうえでの困りごと（報告書の書き方・本人の状況の変化・緊急時の対応等）をお伺いしています。



● 市民後見人のサポート ～専門相談～

市民後見人の活動が円滑かつ適切に進められるように専門職が専門的知見から不安や悩み、手続きの方法等について助言をいただき安心して後見活動を行っていただいています。

● その他

- ・ 市民後見人バンク登録者同士の交流会・研修会の開催
- ・ 市民後見人同士でアイデアを出し合って PR グッズの作成 →
- ・ 市民後見人活動記録集の作成 ↓



みんなで意見を出し合ってきたトートバッグ。
これを肩にかけて市内を活動している市民後見人さんをよく見かけるわ。
八尾の市民後見人はとにかく元気で活動的！！

市民後見人になられた経緯からご本人とのエピソード、活動を終えて感じたこと等、一人ひとりの思いが詰まった記録集は感動的ですね。
本人に関わる関係機関と後見人がチームで支援することが大切です。



八尾市再犯防止推進計画

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年（2016 年）法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）」が施行され、第二次再犯防止推進計画において、各種施策の基本方針が示されています。

再犯防止推進法第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」として、「誰ひとり取り残さないしあわせを感じる共生のまち」の実現に向け、犯罪をした者等（※）の円滑な社会復帰を促進するとともに、再犯防止に関する施策を推進するため、令和 7 年 3 月、「八尾市再犯防止推進計画」を八尾市地域福祉計画と一体的に策定します。

※「犯罪をした者等」とは、再犯防止推進法第 2 条第 1 項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者」をさします。

<< 取組内容 >>

○再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動

保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BBS 会などの関係機関と連携して「社会を明るくする運動」等の広報・啓発活動を推進し、再犯防止や更生保護に関する地域の理解促進に取り組めます。

「社会を明るくする運動」の様子→
毎年 7 月が強化月間です。

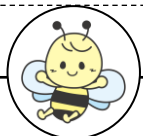


○更生保護関係団体等との連携及び活動の支援

更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援します。
また、更生保護関係の団体・支援者と社協、保健・医療・福祉関係機関及び市が連携して、継続的に支えるしくみづくりを進めます。

○就労・住居の確保等を通じた自立支援及び保健・医療・福祉サービス等による再犯の防止

貧困や社会的孤立による再犯の防止に向けて、課題を抱えた人や世帯への相談に応じて、就労支援や住居確保への支援等、自立に向けた支援をするとともに、社会や地域で活躍できる役割を持ち、誇りや生きがいを見つけられるように、関係機関が連携しながら、社会参加への支援を行います。また、薬物犯罪の再犯率は高い状況にあるため、薬物等への依存に再び陥ることを未然に防ぎ、薬物依存からの回復に向けた支援に引き続き取り組んでいきます。



ヤッピーのコラム

「保護司さんのお仕事ってなあに？」

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法（昭和 25 年法律第 204 号）に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察にあたるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から地域社会に戻ってきたときに、スムーズに社会復帰を果たすことができるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や、地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める犯罪予防活動を行っています。

資料：法務省ホームページより一部引用

他分野の計画などと連動する項目

本計画は、国が示す「地域福祉計画策定ガイドラインに基づく市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえて、他の計画などとの連動を図ります。

本計画は福祉における上位計画として、多分野に共通する課題に対する方向性を示しており、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康増進などについて、以下に記載した個別の計画において詳細に施策や取組みを示しています。また、社協が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に取組みを推進します。今後、各計画の実施において、本計画の基本理念や方向性などとの整合を図るとともに、関係者間で地域福祉の視点で連携を図ることで、本市の地域福祉を推進していきます。

また、今後新たな計画を策定する場合においても、本計画の内容や、国・大阪府などの動向を踏まえたものとします。

	計画の名称と概要
1	八尾市総合計画 【概要】 将来における八尾市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、最上位計画。
2	八尾市多文化共生推進計画 【概要】 外国人市民を含めた地域住民がともに地域のまちづくりに参画することで、多文化のつながりを地域の強み・地域の元気の源としていき、いきいきとした八尾市のまちづくりをめざしていく。
3	八尾市こども計画 【概要】 子どもや若者、保護者や子育て支援団体など、当事者一人ひとりの声を聴き、その意見を施策に反映する取組みを市全体で推進し、こどもにとって最もよいことが何かを考え、こどものことをまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現をめざす。
4	八尾市教育振興基本計画 【概要】 これからの時代における本市教育の基本理念やめざすべき教育の方向性を示すとともに、学校教育と社会教育が連携を深め、教育に関する施策を総合的・計画的に推進する計画。学校、家庭、地域が連携・協働し、市民一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢に向かって自らの人生と、八尾市の未来を切り拓いていくことをめざす。
5	八尾市地域防災計画 【概要】 市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するための計画。防災関係機関が協力して防災対策の推進を図ることで、市民の生命、身体、財産を災害から保護することをめざす。
6	やお防犯計画 【概要】 安全で安心して生活することのできる地域社会の実現をめざし、防犯の取組みを推進するための計画。地域防犯活動、防犯対策等の取組みに加え、令和6年（2024年）4月1日に制定した「八尾市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者やその家族への支援を進める。

	計画の名称と概要
7	八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 【概要】 高齢者保健福祉に関する施策や介護保険事業の基となる計画。進展する超高齢社会において、支援や介護を必要とする高齢者を社会全体で支えていくための取組みを進めていく。
8	八尾市障がい者基本計画 【概要】 障がい者施策に関する基本計画として、施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための取組みの方向性を示す。障がいのあるなしにかかわらず、すべての市民が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる共生社会の実現をめざす。
9	八尾市障がい福祉計画及び八尾市障がい児福祉計画 【概要】 障がい者及び障がい児が住み慣れた地域で安心して暮らすために、障がい福祉サービス等の提供体制の確保と見込量確保のための方策を示す。
10	八尾市住宅マスタープラン 【概要】 住宅政策全般を対象とするマスタープランであり、住まい・まちづくりに関して、地域の特性に応じたきめ細やかな施策の検討・実現のために策定し、住みたい・住み続けたい良質な住まいづくりをめざす。
11	八尾市人権教育・啓発プラン 【概要】 市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権に配慮した行動がとれるよう、人権意識の高揚にかかる施策の推進を行っていく。
12	八尾市自殺対策推進計画 【概要】 本計画は、歴史や自然、文化、産業などの多彩な地域特性と河内の気質のあらわれともいえる「ほっとかれへん」という八尾市の良さを最大限に生かし、市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、みんなで生きることを支えるための取組みを包括的に推進する。
13	八尾市都市計画マスタープラン 【概要】 将来の八尾市がめざす都市の姿や、都市計画決定・変更など都市計画に関する基本的な方針を示す。
14	八尾市地域公共交通計画 【概要】 公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、市民、交通事業者、行政の役割を定める。
15	八尾市地域就労支援基本計画 【概要】 就労困難者等に焦点をあて、雇用・就労に関わる関係機関と連携し、さまざまな事業や施策を活用して、雇用・就労の実現をめざす。

	計画の名称と概要
16	八尾市はつらつプラン～男女共同参画基本計画～ 【概要】職場、家庭、地域などのあらゆる場で、性別にかかわらず、互いに人権を尊重し、一人ひとりがその個性や能力を発揮して、生き活きと活躍できる男女共同参画社会の実現をめざすとともに、取組みの推進により、多様性が尊重され、誰もが自らの選択により人生を設計することができる社会の実現をめざす。
17	健康日本 21 八尾計画及び八尾市食育推進計画 【概要】健康づくりの取組みを、市全体で効果的に推進するための計画。生活習慣や社会環境の改善を通して、すべての市民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに生活できる社会の実現をめざす。
18	八尾市災害時要配慮者支援指針 【概要】これまでの八尾市の取組みにおける課題や、国による防災・減災対策の動向を踏まえ、災害時要配慮者の避難行動を促進すること、避難行動支援の取組みの実効性を高めることを目的とした指針。
19	八尾市社会福祉協議会 地域福祉活動計画 【概要】社会福祉法第 109 条の規定に基づき、地域福祉の推進を目的とする社協の活動計画。「だれもが夢を持ち、みんなで支え合う福祉のまち」をめざして、地域住民、関係機関、関係団体など多様な主体とともに、地域共生社会の実現に向けた取組みを示す。

第4章 計画の推進、検証・評価

1) 計画の推進体制

(1) 八尾市社会福祉審議会、八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

学識経験者をはじめ、各福祉分野の団体・関係者及び市民委員等で構成する「八尾市社会福祉審議会」及び「八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、毎年度計画の進捗状況等について、報告・点検を行い、本計画の推進を図ります。

(2) 庁内連携体制の構築

地域福祉計画は、高齢、障がい、こども、防災など、多岐にわたる分野との連携が必要となります。そのため、庁内の関係各課と適宜連携を図り、問題や課題の解決に努めます。

(3) 社協との連携

地域福祉の推進にあたり、地域福祉活動計画を推進する社協との連携は必要不可欠です。社協と適宜、意見交換・情報共有・検討を行いながら、施策・事業の推進に取り組めます。

2) 計画の点検・評価（進行管理）

計画の評価にあたっては、本計画で定めた指標の達成に資する事業を設定し、アウトカム・アウトプットによる評価を行います。

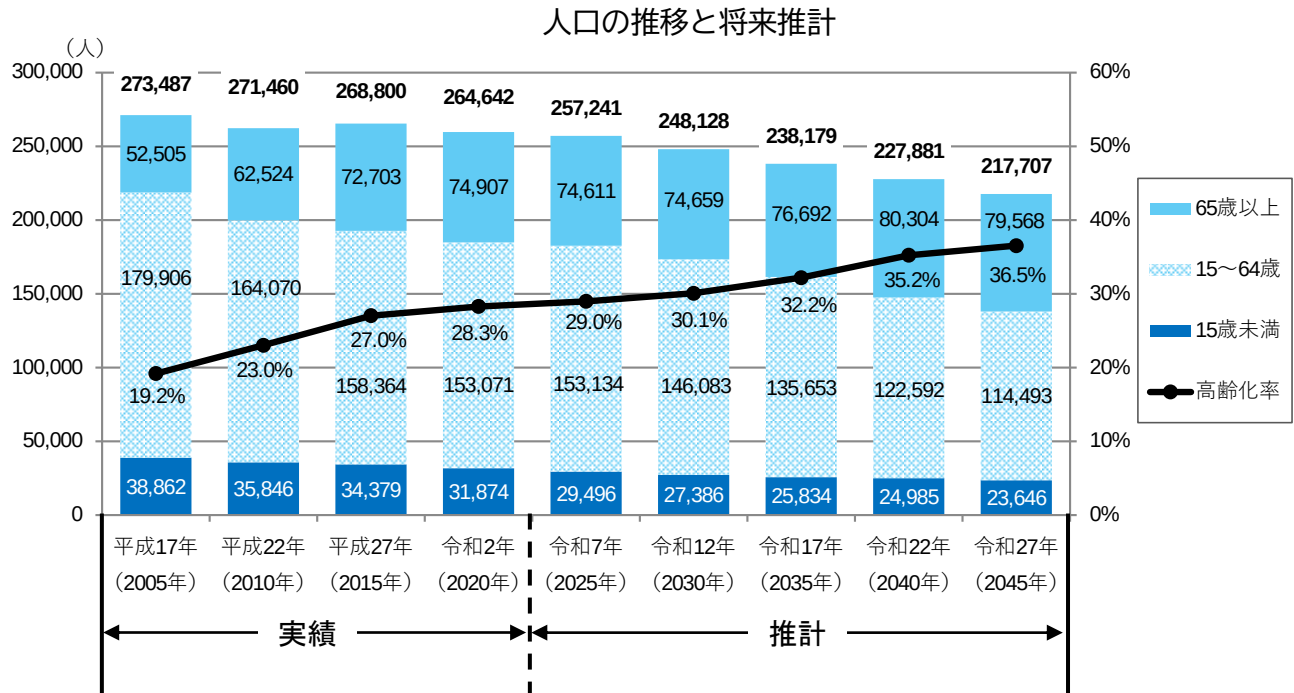
また、10の実行計画の進捗状況を計るため、具体的な取組みに係る事業や取組みについてリストアップし、毎年、その実施状況について確認を行っていきます。

指標一覧

基本目標と実行計画	項目	策定時 令和元年度 (2019年度)	現状 令和5年度 (2023年度)	目標 令和10年度 (2028年度)
基本目標1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり	地域での福祉活動が活発だと思う市民の割合	29.9%	29.7%	60.0%
(1)地域福祉への意識、関心の啓発・醸成	さまざまな人がつどい学べる場の修了者数	—	74人	100人
(2)地域力向上に向けた支援	八尾市地域福祉推進基金事業助成金活用件数	8件	7件	20件
(3)見守り・早期発見のしくみづくり	見守り活動への協力事業者数	701件	658件	745件
	「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	—	5小学校区	28小学校区
基本目標2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進	地域活動や市民活動に参加した経験がある市民の割合	41.6%	40.5%	60.0%
(1)幅広い市民の参加促進	地域資源マップ登録件数	326件	321件	400件
(2)地域福祉の担い手のすそ野拡大	地域の福祉活動に関わっているボランティアセンターにおける福祉ボランティア登録者数	1,852人	1,334人	1,600人
	市民後見人バンク登録者数	28人	34人	60人
(3)多様な主体との連携強化	地域内のさまざまな主体での会議回数（高齢者、障がい者、学校園等、保育所（園）、児童に関する地域内施設等）	41回	69回	82回
基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり	つなげる支援室で支援調整などを行い終結した割合	—	76%	80%
(1)地域の権利擁護の推進	権利擁護に関する相談件数（チーム派遣・個別相談・専門相談・市民後見人相談の合計）	—	465回	600回
	市民後見人の受任件数	5件	7件	20件
(2)生活困窮者への支援	就労支援対象プランを作成した者のうち、就労開始または増収につながった者の割合（率）	—	49.4%	60%
(3)災害時要配慮者への支援づくり	「災害時要配慮者支援指針」に基づく同意者リスト活用小学校区数	—	5小学校区	28小学校区
(4)支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり	つなげる支援室で支援調整などを行い終結した割合	—	76%	80%

参考資料

1) 統計データ



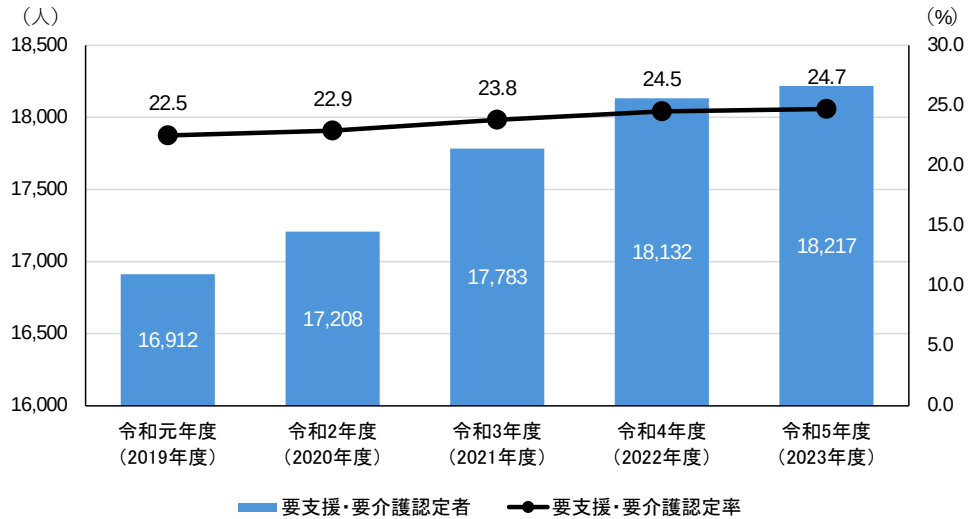
資料:平成12年(2000年)から令和2年(2020年)は総務省「国勢調査」、令和7年(2025年)以降は国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年(2023年)推計)」
※人口総数には年齢不詳を含む

世帯の状況

	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
一般世帯数	103,960	108,585	110,289	114,115
一世帯あたり人員	2.57	2.47	2.40	2.28
高齢者のいる世帯	36,286	42,076	48,550	49,855
高齢者単身世帯	9,598	12,024	15,179	17,067
高齢者夫婦世帯	11,886	13,532	15,123	13,263
6歳未満親族のいる一般世帯	11,397	9,926	9,635	9,104
18歳未満親族のいる一般世帯	26,804	25,420	25,109	23,213
ひとり親世帯	2,491	2,331	2,571	2,259
母子世帯	2,255	2,089	2,198	2,021
父子世帯	236	242	373	238

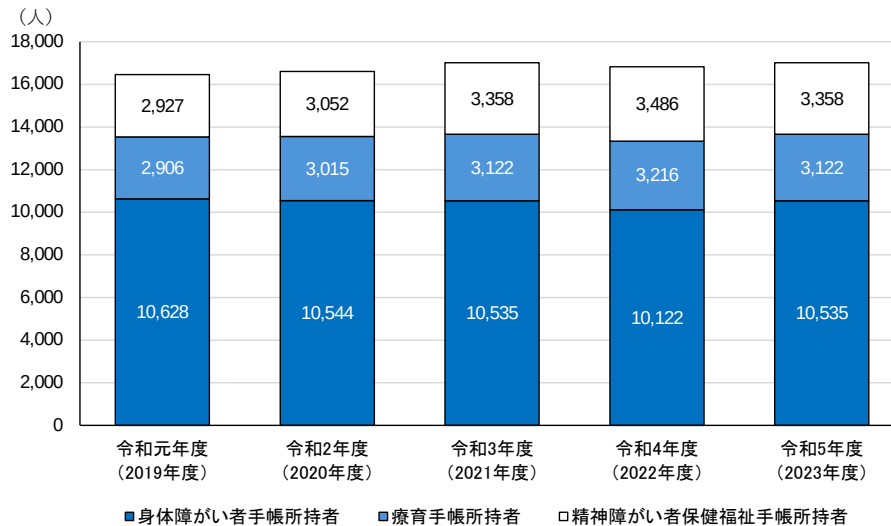
資料:総務省「国勢調査」

要支援・要介護認定者の推移



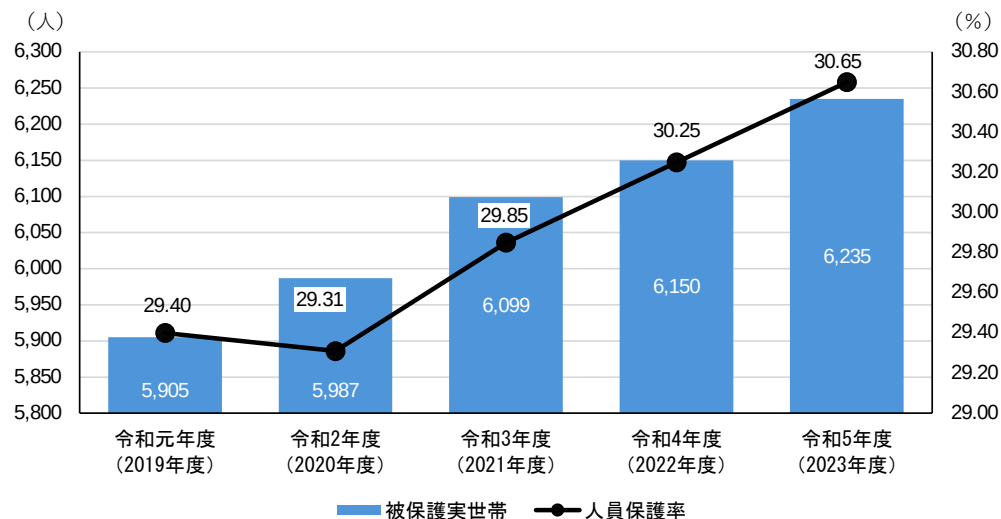
資料：厚生労働省「介護保険状況報告」（各年9月末現在）

障がい者手帳所持者の推移



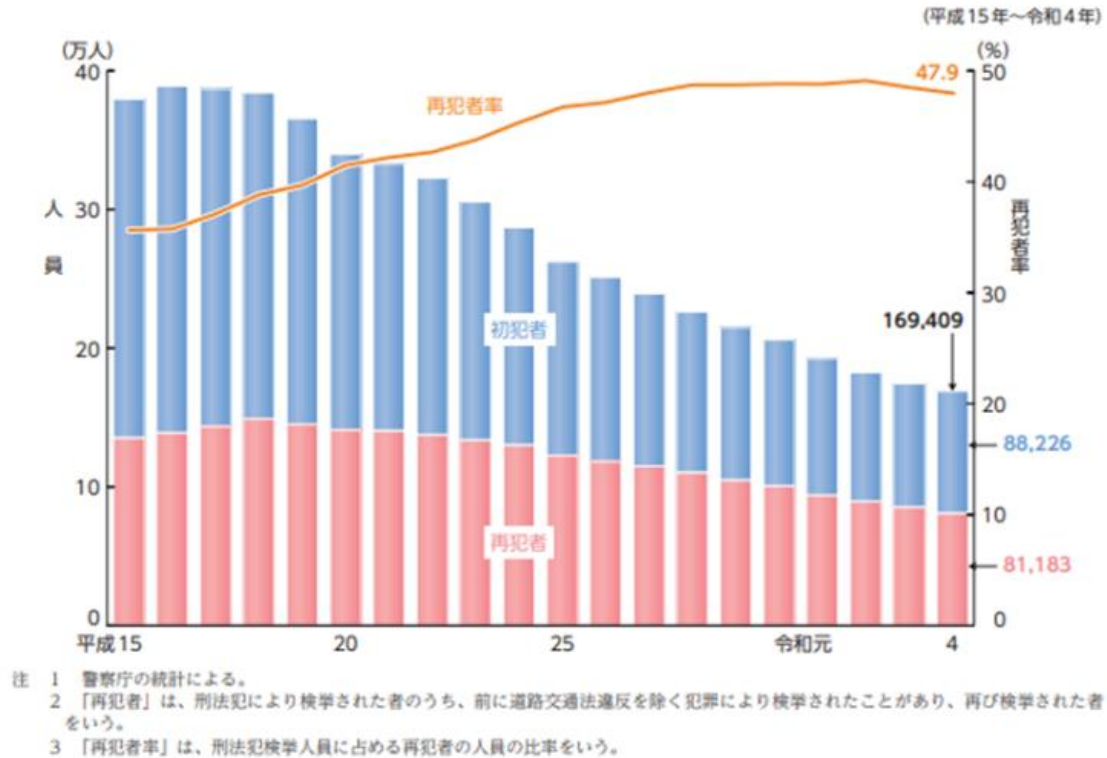
資料：障がい福祉課

生活保護の状況



資料：生活福祉課

全国の刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



資料：法務省「令和5年（2023年）版 犯罪白書」

全国の薬物犯罪 20歳以上の検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



- 注 1 警察庁刑事局の資料による。
 2 検挙時の年齢による。
 3 ①の「同一罪名再犯者」は、前に覚醒剤取締法違反（覚醒剤に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び覚醒剤取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。
 4 ②の「同一罪名再犯者」は、前に大麻取締法違反（大麻に係る麻薬特例法違反を含む。以下同じ。）で検挙されたことがあり、再び大麻取締法違反で検挙された者をいい、「同一罪名再犯者率」は、20歳以上の同法違反検挙人員に占める同一罪名再犯者の人員の比率をいう。

資料：法務省「令和5年（2023年）版 犯罪白書」

2) アンケートの結果

(1) 調査の概要

本調査は、「第4次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しにあたり、コロナ禍を経た市民ニーズや地域活動等の変化や地域や福祉に関する意識等を把握することを目的とし、下記の要領で実施しました。

	市民アンケート	福祉関係者アンケート	相談支援機関アンケート
調査対象	市内在住 18 歳以上の男女 3,000 人(無作為抽出)	各地区福祉委員会及び民生 委員・児童委員 531 人	八尾市内の相談支援機関等 57 か所
調査方法	郵送による配布、郵送・WEB による回収		郵送による配布、郵送・ WEB・メールによる回収
調査期間	令和6年(2024 年)7月 10 日～7月 31 日		令和6年(2024 年) 7月 17 日～7月 31 日
回収状況	有効回答数 1,131 件 (郵送 817 件、WEB 314 件) 有効回収率 37.7% ※前回(令和元年(2019 年) 12 月実施)45.4%	有効回答数 420 件 (郵送 329 件、WEB 91 件) 有効回収率 79.1% ※前回(令和元年12月実施) 84.0%	有効回答数 57 件 (郵送 21 件、WEB 27 件、 メール 9 件) 有効回収率 100.0% ※前回(令和2年(2020 年) 6 月実施)100.0%

(2) 調査結果のからの考察

「第4次八尾市地域福祉計画」の体系ごとにまとめた調査結果からの考察は、以下の通りです。

調査結果の詳細については、別冊「地域福祉に関するアンケート調査結果報告書」をご参照ください。

基本目標 1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

1-(1) 地域福祉への意識、関心の啓発・醸成

地域コミュニティの希薄化が問題となっているなか、アンケートでは近所づきあいが減っている状況もみられましたが、隣近所で困っている人がいたら手助けする、相談するなど、何らかの行動をとる人が7割、コロナ禍を経験し、地域との関わり・つながりに対する意識が重要だと思うようになった人が2割となっており、地域での支え合いの気持ちや地域活動への関心を、実際の地域活動への参加に結び付けていく必要があります。

福祉に関する情報を入手できていない人が多いなか、若い人を中心に、X(旧 Twitter)やフェイスブックなどの SNS を活用した情報発信を求める声は増えています。しかし、高年齢層は回覧板や市政だよりから情報を得ている人が多いことから、従来の紙面による情報発信を行うとともに、ICT を活用した情報発信を行うなど、さまざまな方法での情報発信が必要です。また、単に情報を発信するのではなく、各世代が興味と関心を持てるような発信内容についても検討が必要です。

障がいのある人に対する理解は、十分に深まっているといえない状況にあるなか、理解に向けた啓発や地域交流を通じた理解の促進、学校における福祉教育など、さまざまな場や機会を通じて、福祉や人権等に対する理解を深めていく必要があります。

1-（2）地域力向上に向けた支援

市民・福祉関係者ともに、地域活動が低下したと感じる人が増加しており、福祉関係者では、コロナ禍を経て地域活動が活発でなくなったと感じる人も多くみられました。一方で、SNS やデジタルツールを活用した新たな活動や、従来の活動内容の見直しなど、新たな展開があったとの声も聞かれ、新たな地域活動の実施について、支援方法を検討していく必要があります。

福祉関係者の多くが楽しく、やりがいや使命感を感じながら活動していますが、その一方で活動に負担を感じる人が半数を超えています。それでも、活動を続けたいと思う人は4割ほどみられ、福祉関係者が悩んでいた、困っていた、不安に感じていることを解消し、今後も長く活動を続けていけるための支援、環境づくりが必要です。

1-（3）見守り・早期発見のしくみづくり

少子高齢化や核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化に伴い、地域離れが危惧されるなか、その一方で見守りや交流を必要とする人も多くみられます。アンケートからは、そういった見守り・支援、交流づくりに地域でも取組んでいく必要があり、地域活動の活性化には住民同士の交流・つながり、福祉活動に関する情報、意識を醸成する福祉教育、活動に携わる人（人材）の充実が必要という市民の思いがみられます。

実際に、ひとり暮らし高齢者への訪問やサロン・喫茶等のふれあい活動が、各地域においてさまざまなかたちで展開され、まつりや地域探索など、世代を超えた活動が各地域の試行錯誤により、魅力ある活動へと発展しているところもあります。普段からの交流活動や魅力ある地域活動の展開から地域のつながりの強化へとつなげ、よりきめ細かな見守り体制を支えていく必要があります。

また、引きこもりなどのさまざまな理由を背景に、支援を必要とするにも関わらず必要な支援につながっていないケースもみられます。問題が複雑化・複合化しないためにも早期に発見し、必要な支援につないでいく必要があります。

相談支援機関からは、支援を必要とする人を地域の支援につなげるには、「地域のキーパーソンがいない又は把握できていないため、調整に時間がかかる」、「地域の福祉活動等を把握していない」などが課題として挙がっており、支援機関と地域がつながり、相互に連携しながら見守り、支えていけるしくみづくりが必要です。

基本目標 2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

2-（1）幅広い市民の参加促進

とくに若い世代で地域活動への参加が少なく、理由としては「仕事や家事で忙しい」、「興味がない」という回答が多いものの、「参加するきっかけがない」も理由の一つとなっています。しかし、今後参加したいと考えている人は多く、まつりや運動会、町内会活動、若い世代では子ども会・子ども食堂など子どもに関する活動への意向も高くなっています。

参加するにあたっての条件は「自分にあった時間と内容であれば参加する」や「気軽に参加できる雰囲気であれば参加する」が多く、「友人・家族と一緒に参加する」といった声もあることから、都合がつくタイミングでの参加や、短時間でも参加できるなど、参加者のライフスタイルや状況に応じた地域活動の形態を考え、すそ野を広げる活動を広く展開していく必要があります。

曜日や時間帯といった活動のありかたの見直し、参加しやすい内容や雰囲気づくりとともに、SNSなどのツールも活用し、とくに若い世代に福祉に関する情報が行き届く方法、関心が高まる内容等を検討する必要があります。また、近所づきあいの程度が地域活動への参加に影響していることから、普段からのつながりや交流の充実を図ることも参加を促進する一因となると考えられます。

2-（2）地域福祉の担い手のすそ野拡大

民生委員・児童委員や地区福祉委員会など、地域の福祉の担い手不足が大きな問題となっています。高齢化の進展に伴い、今後さらに支援を必要とする人が増えることが予測される一方で、さらなる担い手不足が危惧されることから、担い手の確保・育成にさまざまな団体・機関と連携しながら取組むとともに、活動の負担軽減に向けた支援方法を検討しながら、地域活動の活性化を図る必要があります。市民の地域活動の促進に向け、アンケートでも参加率の高かった町内会活動やまつり、運動会など、興味の高いさまざまな地域活動を広く周知する必要があります。

また、支援を必要とする人を支えるための新たなサービス体制（例：有償ボランティア）については、現在の地域活動の状況や実施方法等について深く検討していく必要があります。

2-（3）多様な主体との連携強化

福祉関係者が活動しているなかで連携している人・機関・団体は、「民生委員・児童委員」、「地区福祉委員会」、「町内会・自治会」が半数を超えて多く、「市役所」、「校区まちづくり協議会」、「社協」、「高齢者あんしんセンター」も40%台と多くなっています。相談支援機関は「市役所」が最も多く、「社協」、「医療機関」など、24項目中13項目において半数を超えています。

「地域共生社会」の実現に必要な取組み8項目について、関係機関や団体などが協力・連携できているかについて、福祉関係者は、必要な支援の気づきや支援の調整、コミュニティづくりなど、現在目に見える取組みに対しては「できている」という回答が多くなっていますが、潜在化しているニーズの発見や新たなサービス開発といった部分が低くなっています。相談機関は「サービスや活動の開発」、「福祉コミュニティづくり」においてできていないとの回答が多くなっています。

市民が抱える不安や悩み、問題等は多様化・複雑化している状況にあり、一つの団体や機関による支援では十分に対応できないケースもみられます。各種団体・機関における連携体制をさらに強化するとともに、連携にあたっての調整・マッチング等のしくみの検討や、情報の共有や協働による問題解決方法など、連携を強化するしくみの検討を進める必要があります。

基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり

3-（1）地域の権利擁護の推進

権利擁護に関する事業・制度の市民の認知状況について、「内容まで知っている」は成年後見制度で2割、その他の事業・制度に関しては1割に満たない状況にあり、「知らない」も半数を超えています。また、成年後見制度に関する相談窓口の認知状況は、「どれも知らない」が4割となっており、若い世代で知らない人が多くなっています。このように、成年後見制度に関する事業や相談窓口の認知度は高いとはいえない状況にあり、権利擁護に関する事業や取組みの周知に引き続き取り組んでいく必要があります。

実際に、自分自身が十分に判断できなくなった場合、成年後見に関する制度を利用するかについてたずねたところ、年代に関わらず「わからない」の回答が多くなっています。「利用したい」は年齢が低くなるにつれて回答が増えるのに対し、「利用したくない」は年齢が高くなるにつれて回答が増えています。権利擁護に関する事業や窓口に対する認知状況から、制度の利用に対して抵抗を感じる人が多いことがうかがえることから、成年後見制度等のメリットを丁寧に周知していく必要があります。

相談支援機関からは、制度の利用手続きの負担や経済的な負担を軽減したり、制度を周知するための情報発信を行うなど、制度を利用しやすくすることで利用促進につなげる取組みが求められています。

3-（2）生活困窮者への支援

相談支援機関へのアンケートでは、「経済的に困窮し、支援が受けられない人」の対応をすることがあると回答した機関が70%を超えており、重層的なセーフティネットの構築が必要となっています。

また、経済状況が苦しい人は、日常生活において困りごとや不安を抱えている割合も高く、福祉に関する情報が得られていない状況もあることから、必要な支援制度があるにも関わらず行き届いていない可能性もあり、さまざまな制度や事業、取組みについて周知していく必要があります。

しかしながら、生活困窮に関する相談窓口の存在や支援の内容を把握している市民は1割に満たず、福祉関係者においても2割ほどとなっています。相談窓口や支援制度の周知に加え、生活困窮の問題に関しては、経済的困窮や就労に対する支援のニーズが高いことから、失業・無業の状態をなるべく防ぎ、そうなった場合にも早期に就職できるようにする就労支援を一層強化することが必要です。

生活困窮だけでなく、犯罪や非行をした人の立ち直りにおいても、経済的困窮や就労に対する支援が必要と考えられています。福祉関係者からは、地域住民の理解も求められていますが、市民との間には意識のギャップがみられます。

3-（3）災害時要配慮者への支援づくり

市民が日ごろの生活で抱える困りごとや不安で、「地震や台風などの自然災害」は最も高い回答となっています。また、福祉関係者が地域の課題・問題と考えることでも、「火災予防や災害時の避難

などの取組み」は最も多く、災害時の対策は関心の高いテーマとなっています。

地域で災害に備えることとしては、市民・福祉関係者ともに「地域で顔の見える関係づくり」、「手助けを必要とする人・世帯の把握」、「避難場所の取り決め」を重要と考える人が多くなっています。顔の見える関係づくりが重要と考える人が多くなっていますが、実際の近所づきあいについては以前に比べて希薄になっている状況です。

災害のみならず、さまざまな面で日常的な地域とのつながりを生みだす関係づくりを行っていく必要があります。また、要配慮者の把握を進め、その支援について地域と連携して進めていく必要があります。

3-（4）支援機関協働による地域生活課題を解決するしくみづくり

地域福祉の充実に向け、「困ったときに何でも相談できる窓口機能」を重要と考える人は、市民、福祉関係者、相談支援機関のいずれも多くなっています。相談窓口や福祉に関する情報が行き届く方法を検討するとともに、さまざまな相談を受け止めることのできる相談支援体制が重要です。

一方、相談支援機関では、複合課題を抱えるケースが増加している状況にあり、対応が困難なケースも増えています。困難ケースに対応するためには、連携先の情報や、機関ごとの役割分担、支援内容の共有など、連携して支援を行うための体制づくりが必要です。

包括的な相談支援体制充実のためには、「相談した窓口から、適切な相談機関につなげられる仕組み（連携体制）を充実（強化）する」、「相談窓口の情報を市民に分かりやすく周知する」ことや、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」、「相談に行けない人（行かない人）を発見し、窓口につなぐ取組みを充実する」、「課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組みを充実する」ことなどが求められています。

福祉関係者や相談支援機関の活動を支えるための相談体制・支援体制を強化していくとともに、市民からも相談窓口の充実を求める声の大きいことから、行政のみならずさまざまな支援機関も含め、包括的な相談体制、断らない相談支援体制を充実していく必要があります。

3) 第4次八尾市地域福祉計画の評価

第4次八尾市地域福祉計画のこれまでの取り組み状況は以下の通りです。

基本目標1 身近な地域でつながり支え合う基盤づくり

総括	これまでの取り組み	①八尾市地域福祉推進基金活用事業において、実績報告会の様子を動画公開するなど新規申請団体を増やすための工夫を行い、「おせっかい」活動がより地域で活発に展開できる取り組みを進めた。また、デジタルサポーター養成講座の受講者が地域福祉推進基金事業助成金を活用し、地域でスマートフォンの利用方法等に関する相談会を開催するなど、社協コミュニティワーカー（CoW）や出張所と連携しながら地域福祉活動を活性化することができた。 ②小地域ネットワーク活動推進事業において、個別支援の対象者を地域で見守っていくためのしくみなど、活動をよりよくしていくための見直しを図ること等を目的に、社協において、市内全32の地区福祉委員会に対して、これまでの取り組みの成果や課題、地域ニーズなどの聞き取りを行った。 ③重層的支援体制の整備を進める中で、各課で把握している地域資源を共有して、世代や属性を越えて交流できる場や居場所等の発掘及び開発について議論を行った。 また、市民や事業所に対し、地域福祉の意識・関心をもってもらうためにみせるばやおや民間企業等と連携し、地域のイベントに出展し啓発活動を行った。 さらに、出張所等と連携し、地域の関係機関・団体や民間企業等に向けた出前講座を行い、地域との交流、意見交換の場を設けることでつながりを強化した。
	改定後の取り組み	①小規模団体等からも地域福祉推進基金事業助成金に新規申請いただけるよう、これまでの広報手法に加え、直接、地域で活動するキーパーソンに働きかけるなど、周知にも積極的に取り組み、地域福祉活動のきっかけをつくるとともに団体同士の相乗効果を図る。 また、基金活用後も継続して活動し続けられるよう好事例を紹介したり、社協や出張所と連携しながら、地域でつながり支え合うしくみを一緒に考えていく。 ②小地域ネットワーク活動推進事業において、地区福祉委員会へのヒアリング結果を踏まえ、グループ支援の在り方の再検討を行っていく。特に、社協コミュニティワーカー（CoW）がコーディネートし、個別援助活動において課題が明らかとなった方をグループ援助活動へつなげ継続的に地域で見守っていくしくみを強化する。 ③重層的支援体制の中で、地域資源を効果的に活用するためのネットワークの構築や、高齢・障がい・こども・生活困窮等の各分野において実施されている既存の地域資源及び地域住民が主体となって活動されている行事や事業所が独自で行っている活動に対しても、積極的に情報収集し、可能な限り把握して連携しつつ、社協コミュニティワーカー（CoW）や社会福祉法人、出張所等と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所等の開発等、地域づくりをさらに進める。

基本目標2 多様な主体の参加支援と連携・協働の推進

総括	これまでの取組み	①「おせっかい人材」の発掘や担い手を育成するため、社協や出張所、関係機関等と連携しながらデジタルサポーター養成講座の受講者募集や、すでに活動を始めているデジタルサポーターの活動内容の周知と活動の場の提供を行った。また、大学との連携により、学生ボランティアの地域活動への参加及び次世代の福祉の担い手を育成した。 ②社協が事務局である社会福祉施設連絡会等での協議、及びコミュニティソーシャルワーカー等とともに、地域で既に居場所づくりをしている企業や団体等、多様な主体と情報共有を行い連携してきた。実際の個別の支援ケースでは、コミュニティソーシャルワーカーと連携を図り、相談支援の強化と地域づくりを充実させ、しくみの構築を進めた。また、相談支援を通して、地域で公益事業を行っている社会福祉法人等と連携し、地域の居場所等の見守り機関につなげることができた。 ③高齢者や障がい者、生活困窮者、子育て世帯、外国人など、住宅確保要配慮者の属性が広がりをみせ顕在化する中で、住まいの困りごとに対して居住支援法人と社協、市とが連携できる関係づくりを行った。
	改定後の取組み	①「おせっかい人材」の発掘・育成につながるよう SNS を活用して福祉人材の仲間が増える取組みを行い、空いた時間に気軽に参加できるしくみを整える。また、社協コミュニティワーカー（CoW）や関係機関等と連携しながら、地域で何かやってみたいと思う人を福祉ボランティア活動へとつなげていく。 ②社会福祉施設連絡会を協働の基盤（プラットフォーム）として継続的に連携し、社会福祉法人などの多様な主体とのさらなるネットワークの強化を図ることにより、相談支援の強化と地域づくりの充実をさらに進めていく。 ③地域ニーズにあった安心できる環境づくりのため、居住支援法人と社協、市の建築部局と連携を強化し、事業者や関係機関とともに地域福祉の推進をしていけるよう、居住支援協議会の設立も含め取組みを推進する。

基本目標3 身近な地域で支援が届くしくみづくり

総括	これまでの取り組み	①中核機関（社協権利擁護センター）の設置以降、成年後見制度をはじめ、権利擁護に関する相談実績は着実に積みあがっているが、増加する認知症高齢者等への権利擁護支援策として、成年後見制度や日常生活自立支援事業といった既存の制度の実施に加え、新たな支援策として市民後見人やそのOB等のさらなる活躍の場の創出も目的のひとつとした持続可能な権利擁護支援モデル事業「八尾市見守り推進事業」を実施し、モデルケースを通じて身近な地域で支援が届くしくみづくりを行った。 ②8050 問題やひきこもりなど複合的な課題を抱える人や世帯への対策として、新たに生活支援相談センター等にコミュニティソーシャルワーカーを設置し、アウトリーチを行ったことで誰ひとり取り残さない支援体制を整えることができた。また、福祉生活相談支援員や民生委員・児童委員等と連携することで、地域での見守りや参加支援をするなど伴走型支援へとつながることができた。 さらに、コミュニティソーシャルワーカーと社協コミュニティワーカー（CoW）の連携を強化することで、地域での見守り活動や居場所へつなぐなどネットワークづくり体制を構築することができた。 ③災害時要配慮者支援事業では、これまでに構築してきた土砂災害警戒区域に居住されている避難行動要支援者が社会福祉施設へ直接避難するしくみの定着を図ってきた。令和5年度（2023 年度）に大雨による土砂災害発生の危険性が高まった際には、福祉事業者との連携により、避難行動要支援者の直接避難支援を実施した。 ④重層的支援体制を整備する中で、相談支援体制のさらなる強化に向け、新たな組織のあり方に関する検討を行うため、プロジェクトチーム会議を設置し、協議を進めてきた。 ⑤支援が必要な社会的に孤立している人の早期発見・早期対応につながる体制の整備のために、市民向け研修会や、社協と連携しながら出張所の管内施設連絡会等のプラットフォームを活用し、市民へ啓発活動を行った。また、課題が解決し、地域社会に再びつなぐ際の、地域の受け皿や活躍できる居場所等の開発につながるよう、地域の関係機関や団体、民間企業等に啓発・周知した。
	改定後の取り組み	①権利擁護支援においては、増え続ける権利擁護に関する相談に適切に対応していくため、相談職員のスキルの向上を図っていく。さらに、支援機関等を実施した「意思決定支援」に関する事例を用いた実践的な研修を引き続き実施することで、権利擁護に関する意識の醸成を図っていく。また、令和4年度（2022 年度）より実施した「八尾市見守り推進事業」の効果検証や課題分析等を行い、権利擁護支援における課題解消を図っていく。 ②課題を抱える人や世帯に対して過去の状況から現状を聞きとり、その中から課題整理を行いながら相談者と一緒にプランを作成し、自立へと導くことができるよう相談員の対応力、生活支援相談センターの組織力向上をめざす。また、生活課題に対し、地域資源や地域の居場所につながるよう社協コミュニティワーカー（CoW）や関係機関等との連携を強化させ、地域における共助の取り組みを活性化させる。

	③災害時要配慮者支援事業については、避難行動要支援者の社会福祉施設への直接避難を実際に支援したことで得ることができた課題や懸念事項について、福祉事業者と意見交換を行い、さらなるしくみの改善に取り組んでいく。また、地区防災計画の策定にあわせ、災害時に誰も取り残されることなく、安全に避難できることをめざし、同意者リストや個別避難計画を活用した避難時の声掛けや災害に備えた準備が進むよう取り組んでいく。 ④相談支援体制のさらなる強化に向け、多機関協働で進めるチーム支援の中に専門的な視点のある関係機関も含めた協力体制をさらに進めるため、プロジェクトチーム会議を令和6年度（2024年度）以降も継続的に行い、分野ごとにある専門的な関係機関に横串しを刺すための仕掛けを検討し、庁内外の関係機関のネットワークを強化していく。
--	---

資料編

計画の策定経過

日程	項目	内容
令和元年（2019年） 10月29日（火）	八尾市地域福祉計画研修会 （八尾市地域福祉計画ワーキング会議委員所属等対象）	講師： 武庫川女子大学 文学部 教授 松端 克文 氏 テーマ：「地域共生社会の実現に向けた取り組みにおける行政・社協の役割」 八尾市地域福祉計画ワーキング会議メンバー等対象
令和元年（2019年） 12月26日～ 令和2年（2020年） 1月14日	地域福祉に関するアンケート調査（市民対象） 地域福祉に関するアンケート調査（福祉関係者対象）	八尾市在住の18歳以上の男女3,000人を対象に調査 有効回収率：45.4% 各地区福祉委員会や民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会から564人を対象に調査 有効回収率：84.0%
令和2年（2020年） 2月3日（月）	八尾市地域福祉計画研修会 （八尾市地域福祉計画ワーキング会議委員所属等対象）	講師： 武庫川女子大学 文学部 教授 松端 克文 氏 テーマ：「八尾市版の地域福祉の実践について」 八尾市地域福祉計画ワーキング会議メンバー等対象
令和2年（2020年） 6月16日（火）～ 6月30日（火）	市内相談支援機関アンケート調査	八尾市内の相談機関48か所を対象に調査 有効回収率：100.0%
令和2年（2020年） 7月17日（金）～ 7月31日（金）	第1回八尾市社会福祉審議会（書面開催）	1. 委員長の選出について 2. 専門分科会等委員の選出について 3. 八尾市社会福祉審議会について 4. 令和2年度（2020年度）八尾市社会福祉審議会開催スケジュールについて 5. 第4次八尾市地域福祉計画について
令和2年（2020年） 8月24日（月）～ 9月16日（水）	福祉関係者ヒアリング	地区福祉委員会や民生委員・児童委員、校区まちづくり協議会の会長・委員長等を対象にヒアリング調査（16か所）
令和2年（2020年） 9月18日（金）	相談支援体制検討プロジェクトチーム会議（八尾市地域福祉計画ワーキング会議を兼ねる）	地域共生社会の実現に向けた総合相談支援体制について 他

日程	項目	内容
令和2年(2020年) 10月16日(金)	第1回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会	1. 分科会長の選出 2. 第3次八尾市地域福祉計画・地域福祉活動計画 (後期)の総括 3. 第4次八尾市地域福祉計画の策定について (策定スケジュール・計画体系)
令和2年(2020年) 11月5日(木)	第2回八尾市社会福祉 審議会	第4次八尾市地域福祉計画の策定について 1. 第4次八尾市地域福祉計画について 2. 策定スケジュール 3. 「基本理念」「基本目標」について 他
令和2年(2020年) 12月11日(金)～ 12月28日(月)	第2回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会(書面開催)	第4次八尾市地域福祉計画(素案)について
令和2年(2020年) 12月14日(金)～ 12月17日(木)	第4次八尾市地域福祉 計画(素案)に対する庁 内照会	1. 第4次八尾市地域福祉計画(素案)について 2. 本計画と他分野の計画などと連動する項目に ついて
令和2年(2020年) 12月21日(月)～ 令和3年(2021年) 1月20日(水)	第4次八尾市地域福祉 計画(素案)に対する市 民意見提出制度(パブリ ックコメント)の実施	素案の閲覧場所は、 地域福祉政策課、情報公開室、各出張所、緑ヶ丘 コミュニティセンター、桂人権コミュニティセ ンター、安中人権コミュニティセンター、障害者 総合福祉センター、生涯学習センター、各図書 館、社会福社会館、医療型児童発達支援センタ ー、福祉型児童発達支援センター。 また、ホームページでも掲載。
令和3年(2021年) 2月3日(水)～ 2月10日(水)	第3回八尾市社会福祉 審議会地域福祉専門分 科会(書面開催)	第4次八尾市地域福祉計画(素案)に対する市民意見 提出制度(パブリックコメント)実施結果と計画への 反映について
令和3年(2021年) 3月8日(月)～ 3月16日(火)	第3回八尾市社会福祉 審議会(書面開催)	第4次八尾市地域福祉計画の策定について等(報告)

計画（改定版）の策定経過

日程	項目	内容
令和6年（2024年） 5月28日（火）	第1回つなげる相談支援体制整備チーム会議	「第4次八尾市地域福祉計画」の中間見直しのスケジュールや方向性等について関係所属長会議にて報告。
令和6年（2024年） 6月25日（火）	第1回つなげる相談支援体制整備ワーキングチーム会議	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しにあたって各所属担当者（係長級）において感じている課題等について共有（主に相談支援関係）。
令和6年（2024年） 7月10日（水）～ 7月31日（水）	地域福祉に関するアンケート調査（市民対象）	八尾市在住の18歳以上の男女3,000人を対象に調査 有効回収率：37.7%
	地域福祉に関するアンケート調査（福祉関係者対象）	各地区福祉委員会や民生委員・児童委員等531人を対象に調査 有効回収率：79.1%
令和6年（2024年） 7月17日（水）～ 7月31日（水）	地域福祉に関するアンケート調査（市内相談支援機関対象）	八尾市内の相談機関57か所を対象に調査 有効回収率：100.0%
令和6年（2024年） 8月～11月	社会福祉協議会 小学校区ワークショップ	地区ワークショップに参加し、住民同士の関わり合い、担い手不足といった現状と課題を共有。
令和6年（2024年） 9月4日（水）	第2回つなげる相談支援体制整備ワーキングチーム会議	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しにあたって各所属担当者（係長級）において感じている課題等について共有（主に地域づくり関係）。
令和6年（2024年） 9月10日（火）	第1回八尾市成年後見制度利用促進ワーキング会議	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しについて
令和6年（2024年） 9月19日（木）	第1回八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第4次八尾市地域福祉計画の中間見直しについて
令和6年（2024年） 10月15日（火）～ 10月31日（木）	第4次八尾市地域福祉計画中間見直しにかかる活動指標の確認及び計画値・実績値等の庁内照会	1. 各課活動指標の計画値・実績値確認 2. 中間見直しに伴う活動指標の見直し 等
令和6年（2024年） 11月19日（火）	八尾市地域福祉計画研修会 シンポジウム「あったらいいな こんな活動」 （市民、地域の関係団体、関係機関、企業等対象）	1部：基調講演「地域のつながりづくりを考える～おせっかい日本一をめざす八尾への期待～」 講師：同志社大学 社会学部 教授 永田 祐 氏 2部：パネルディスカッション「わたしの活動は〇〇です。」 登壇者：地域での活動実践者、八尾市社会福祉協議会、八尾市地域共生推進課つなげる支援室 コーディネーター：永田 祐 氏

日程	項目	内容
令和6年(2024年) 11月19日(火)～ 11月27日(水)	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)に対する庁内照会	1. 第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)について 2. 本計画と他分野の計画などと連動する項目について
令和6年(2024年) 12月9日(月)	第2回八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)について
令和6年(2024年) 12月23日(月)～ 令和7年(2025年) 1月22日(水)	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施	素案の閲覧場所は、 地域共生推進課、情報公開室、各出張所、緑ヶ丘コミュニティセンター、桂・安中人権コミュニティセンター、こども総合支援センター「ほっぷ」、保健センター、社会福祉会館、各図書館。 また、ホームページでも掲載。
令和7年(2025年) 2月3日(月)	第3回八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)(素案)に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)実施結果と計画への反映について
令和7年(2025年) 3月17日(月)	第1回八尾市社会福祉審議会	第4次八尾市地域福祉計画(改定版)の策定について

※改定版の策定にあたっては、第4次八尾市社会福祉協議会地域福祉活動計画との一体的推進のため、社協とも随時意見交換を行いました。

八尾市社会福祉審議会条例

八尾市条例第 17 号

八尾市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき設置する八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項の特例)

第 2 条 審議会は、法第 7 条第 1 項に規定する社会福祉に関する事項を調査審議するほか、法第 12 条第 1 項の規定により児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 審議会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 25 条に規定する合議制の機関として同条に規定する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、3 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 法第 9 条第 1 項に規定する臨時委員（以下「臨時委員」という。）の任期は、専門分科会において調査審議する事項を担当する臨時委員にあっては 3 年以内とし、当該事項のうち特定の事項を担当する臨時委員にあっては当該特定の事項が終了するまでとする。

3 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長の職務代理)

第 5 条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の 4 分の 1 以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第 7 条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によりこれを定める。

- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

（関係者の出席）

第8条 審議会又は専門分科会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
（八尾市障害者施策推進協議会条例の廃止）
- 2 八尾市障害者施策推進協議会条例（昭和52年八尾市条例第14号）は、廃止する。
（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）
- 3 執行機関の附属機関に関する条例（昭和34年八尾市条例第195号）の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部八尾市地域福祉計画審議会の項を削る。

（八尾市介護保険条例の一部改正）

- 4 八尾市介護保険条例（平成12年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第18条から第20条までを次のように改める。

第18条から第20条まで 削除

第24条中「、第20条」を削る。

（八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「八尾市児童福祉審議会」を「八尾市社会福祉審議会」に改める。
 - (1) 八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第39号）第4条第1項
 - (2) 八尾市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第55号）第4条第1項
 - (3) 八尾市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年八尾市条例第56号）第4条第1項
 - (4) 八尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年八尾市条例第41号）第4条第1項（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 6 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年八尾市条例第166号）の一部を次のように改正する。

別表八尾市地域福祉計画審議会委員の項及び八尾市介護保険運営協議会委員の項から八尾市児童福祉審議会委員の項までを削る。

八尾市社会福祉審議会規則

○八尾市社会福祉審議会規則

令和2年3月30日規則第20号

改正

令和2年8月27日規則第68号

令和3年3月31日規則第29号

八尾市社会福祉審議会規則

八尾市社会福祉審議会規則（平成30年八尾市規則第81号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、八尾市社会福祉審議会条例（令和2年八尾市条例第17号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、八尾市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）社会福祉事業に従事する者
- （2）学識経験者
- （3）前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

2 条例第4条第2項に規定する臨時委員は、特別委員と呼称する。

（専門分科会）

第3条 審議会に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を調査審議する。

- （1）民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- （2）地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- （3）高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- （4）障害者福祉専門分科会 次に掲げる事項
 - ア 障害者の福祉に関する事項
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項各号に掲げる事務
- （5）児童福祉専門分科会 次に掲げる事項
 - ア 児童福祉に関する事項
 - イ 母子家庭及び父子家庭の福祉に関する事項
 - ウ 母子保健に関する事項
 - エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項

2 審議会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号。以下「政令」という。）に定めるもののほか、専門分科会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

3 民生委員審査専門分科会の会議は、非公開とする。

（審査部会）

第4条 障害者福祉専門分科会に、次の各号に掲げる審査部会を置き、当該各号に定める事項を調

査審議する。

(1) 身体障害者手帳審査部会 次に掲げる事項

ア 政令第3条第1項に規定する身体障害者の障害程度の審査に関する事項

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師の指定及び身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項

(2) 自立支援医療審査部会 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項

2 審議会は、政令に定めるもののほか、審査部会において調査審議する事項について諮問を受けたときは、当該審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（書面等による審議）

第5条 委員長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において行う。

2 次の各号に掲げる専門分科会及び審査部会の庶務は、当該各号に定める課において行う。

(1) 民生委員審査専門分科会及び地域福祉専門分科会 健康福祉部地域共生推進課

(2) 高齢者福祉専門分科会 健康福祉部高齢介護課

(3) 障害者福祉専門分科会並びに身体障害者手帳審査部会及び自立支援医療審査部会 健康福祉部障害福祉課

(4) 児童福祉専門分科会 こども若者部こども若者政策課

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年8月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(1)～(21) (略)

(22) 八尾市社会福祉審議会規則

(23)～(51) (略)

附 則（令和3年3月31日規則第29号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

八尾市社会福祉審議会委員名簿

令和6年6月現在

区 分	役 職 ・ 団 体 名	氏 名
学識経験者	武庫川女子大学 教授	松端 克文
	大阪公立大学 教授	田垣 正晋
	神戸学院大学 教授	西垣 千春
	常磐会短期大学 学長	農野 寛治
	弁護士	山中 伸二
関係機関	八尾市医師会 会長	貴島 秀樹
	八尾市歯科医師会	西村 博幸
	八尾市薬剤師会 会長	中野 道雄
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会長	小林 有美子
	八尾市人権協会 理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 事務局長	中浜 多美江
	八尾市自治振興委員会 会長	福平 武
	八尾市高齢クラブ連合会 会長	山本 賢
	八尾市社会福祉協議会 常務理事	田邊 卓次
	八尾市障害者団体連合会 会計監査	渡辺 節子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	丸山 和巳

八尾市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

令和6年6月現在

区 分	役 職 ・ 団 体 名	氏 名
学識経験者	武庫川女子大学 教授	松端 克文
	佛教大学 専門職キャリアサポートセンター講師	金田 喜弘
関係機関	八尾市医師会 副会長	吉田 裕彦
	八尾市社会福祉協議会 常務理事	田邊 卓次
	東大阪子ども家庭センター 企画調整課 総括主査	今村 直美
	八尾市地域包括支援センター連絡会 副代表	樋口 昌徳
市民代表	八尾市民生委員児童委員協議会 会長	小林 有美子
	八尾市人権協会 理事長	藤本 高美
	八尾市女性団体連合会 事務局長	中浜 多美江
	八尾市障害者団体連合会 会計監査	渡辺 節子
	八尾市高齢クラブ連合会 副会長	岡田 ほづみ
	八尾市母子寡婦福祉会 会長	石本 純子
	八尾市青少年育成連絡協議会 会長	村尾 佳代子
	八尾市ボランティア連絡会 会長	辻田 保子
	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 会長	丸山 和巳
	八尾市自治振興委員会 会長	福平 武
	市民委員（公募）	田中 米征
	市民委員（公募）	瓜守 由美
	市民委員（公募）	宇田 富美子
	市民委員（公募）	植田 能生

英数字

8050問題、8050世帯

「8050(はちまる・ごうまる)問題」とは、80代の親と無職やひきこもり状態の50代の子が同一世帯で生活していることで、顕在化している生活課題をいいます。

BBS会

“Big Brothers and Sisters Movement”の略称で、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現をめざす青年ボランティア団体のこと。

DV

“Domestic Violence”の略称で、夫婦や生活の本拠をともにする交際相手といった親密な人間関係の中で起こる暴力のことで、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

ICT

“Information & Communication Technology(情報通信技術)”の略称で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のこと。

NPO

“Non-profit Organization”の略称で、民間非営利組織と訳されます。政府や私企業と並び、独立した存在として、民間公益活動を行う組織・団体のこと。

SNS

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのこと。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのこと。X(旧 Twitter)、Facebook、Instagram などが知られています。

ア

アウトリーチ

積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

悪質商法

一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法または不当な手段・方法が組み込まれたものをいいます。

力

ギネス

世界記録を示すもので、ギネスワールドレコーズ社に申請し、認められれば「ギネス世界記録」に掲載されます。

キャッシュレス決済

お札や小銭などの現金(キャッシュ)を使用せずにお金を払うことです。身近なところでは、クレジットカード、交通系電子マネーや QR コード決済などもキャッシュレス決済にあてはまります。

協力雇用主

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

ケアマネジャー

介護支援専門員ともいい、介護保険法に基づく公的資格を持った専門家です。要介護者または要支援者からの相談に応じて、その心身の状況に応じ適切な居宅サービス、または施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設などとの連絡調整を行う人をいいます。

原体験

人の思想形成に大きな影響を及ぼす幼少時の体験をいいます。

権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、その人が安心して生活できるよう支援することをいいます。

校区まちづくり協議会

議論の場又は対話の場では出された地域における社会的な課題の解決を図り、地域のまちづくりを推進する組織のことをいいます。八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 10 条の 2 に基づき、平成 24 年(2012 年)から市内 28 の各小学校区において設立されています。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

高齢クラブ

八尾市に居住するおおむね 60 歳以上の人を対象として、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行い、豊かで明るい長寿社会づくりを行う組織です。

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康・福祉・介護などの職員が相談や支援を行う機関のこと。本計画においては、地域のみなさんにより親しみやすく、身近に感じてもらえるように定めた愛称「高齢者あんしんセンター」と記載しています。

コーディネーター

物事を調整する人のこと。

こども総合支援センターほっぷ

妊娠期からおおむね 18 歳までの子どもや子育て世帯が気軽に集い、交流や相談ができる場所です。

個別避難計画

災害時の避難行動に備えて避難行動要支援者本人・家族が主体的に関わり、必要に応じて、地域、行政、福祉事業者が協力して作成するもの。

コミュニティワーカー（CoW）、コミュニティワーク

コミュニティワークとは、ソーシャルワーク（社会福祉援助技術）の一つで、ケースワークやグループワークなどの直接援助技術に対して、地域住民にはたらきかけることで、地域の課題を共有し、地域住民が主体的に課題解決に取り組めるよう支援する間接的な援助技術です。

社協職員は、コミュニティワーカー（CoW）として、小地域ネットワーク活動などの住民による地域福祉活動をはじめとする住民主体の地域づくりがより活発になるように側面から支援するとともに、個人への相談対応に必要な支援につなぐなどの取り組みを行います。

コンソーシアム

共通の目的を持つ複数の組織が協力するために結成する共同体をいいます。

サ

災害時要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児等防災施策において特に配慮を要する人をいいます。

自主防災組織

大規模災害などの発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力しあって「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織のこと。

自治振興委員会

市内すべての町会により構成されている市内最大の住民組織で、行政と町会・住民とのパイプ役を果たしています。また、自治振興委員会はおおむね小学校区を区域とする「地区自治振興委員会」により構成され、地区自治振興委員会は傘下の町会で構成されています。

市民後見人

家庭裁判所から成年後見人として選任された市民で、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の生活を、地域福祉活動として身近な立場で支援します。

市民後見人バンク登録者

所定の市民後見人養成講座(オリエンテーション、基礎講習、実務講習)を修了し、市民後見人バンクに登録した人をいいます。

住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する人、外国人、その他の住宅の確保に特に配慮を要する人のこと。

就労継続支援A型

病気や障がいなどにより一般就労が難しい人を対象に、就労機会の提供や訓練を実施するサービスで、障害者総合支援法で定められた障がい福祉サービスの一つです。サービス事業所と利用者が雇用契約を結ぶため「雇用型」とも呼ばれています。

小地域ネットワーク活動

高齢者や障がい者、子育て中の親子などで社会的に援助を必要とする人々が、地域で孤立せずに安心して生活し続けることを目的とした活動です。小学校区において地区福祉委員会を中心に、要援護者への個別見守り・声かけ活動(個別援助活動)、グループでの会食会、いきいきサロン、子育てサロン、世代間交流など(グループ援助活動)を行っています。

新型コロナ、新型コロナウイルス、コロナ禍

新型コロナウイルス(COVID-19)は、コロナウイルスの一つで、発熱や咳などの呼吸器症状などの症状を伴うもので、主に発症したヒトからヒトへの飛沫感染や接触感染により感染人から人への感染することがわかっています。

令和元年(2019 年)11 月に中華人民共和国湖北省武漢市付近で発生が初めて確認され、その後、新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行(パンデミック)を引き起こしていました。ヨーロッパ各国などでは、外出禁止などの厳しい行動制限措置が取られるなど、人々の行動様式や生活習慣にも大きな影響を与え、この影響は世界経済全体に波及し、混乱を引き起こしました。

生活困窮者自立支援法、生活困窮者相談窓口

生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として、平成 27 年(2015 年)4 月 1 日に施行されました。同法に基づき、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人の相談に応じ、専門の支援員が対象者一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、他の専門機関と連携して、寄り添いながら支援を行います。八尾市では生活支援相談センターが相談窓口となっています。

生活福祉金貸付制度

低所得者・障がい者・高齢者世帯の自立支援策として、資金の貸付と必要な相談支援を行う制度で、大阪府社会福祉協議会が運用しています。社協では、この制度の身近な窓口として、相談や申込書類の受付を行っています。

成年後見制度

認知機能が不十分なために財産管理ができない人や福祉サービスの利用契約が結べない人の自己決定をサポートするための制度です。

タ

地域貢献活動

すべての社会福祉法人は、その高い公益性にかんがみ、「社会福祉事業及び第 26 条第 1 項に規定する公益事業を行うにあたっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」という責務が課されており、地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われています。

地域子育て支援センター

「元気っ子くらぶ」の愛称で、八尾市立認定こども園（西郡・安中・南山本・志紀・東山本）に設置し、地域の子育て支援の拠点として子育て中の人に出会いや交流の場を設け、ともにこどもたちの育ちを温かく見守り、情報や相談窓口を提供しています。

地域資源

地域において人が活動するうえで利用できる社会資源。社会資源とは、形のあるなしに関わらず、ニーズを充足するために用いられる資源で、制度、サービス、人材、機関、資金、情報、拠点、ネットワークなどの総称をいいます。

地域資源マップ

高齢者を中心とし、地域住民が誰でも参加及び利用できる地域資源に関する情報を掲載しています。本市では、「やお地域資源 MAP」として、生活支援コーディネーターと社協コミュニティワーカー（CoW）が作成しています。

地域就労支援センター

障がい者、ひとり親家庭の保護者、中高年齢者など、働く意欲がありながら、就職できない就労困難者を対象に、専門の相談員が就労相談や情報提供を行う支援拠点のこと。本市では、5 か所に設置されています。

地域生活課題

福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題のこと。

地域福祉活動計画

地域が主体となって行う活動について、住民・福祉活動団体・事業者や関係機関が協力し、社協が取りまとめて策定する計画です。この「地域福祉活動計画」により、八尾市が策定する「地域福祉計画」と連携して福祉のまちづくりに取組みます。

地区福祉委員会

社協を構成する基本的な組織であり、住民一人ひとりが福祉活動に参加して、地域の中の助け合いを育てていくための組織です。各地区の自治振興委員会・赤十字奉仕団、赤十字奉仕団婦人部、高齢クラブ、地区女性会、PTA、子ども会育成会、保護司会、更生保護女性会などの地域団体や民生委員児童委員などで構成される住民組織です。

おおむね小学校区を単位とし、現在八尾市内の 32 地区に設置されており、社協と連携しながら、福祉のまちづくりのため、それぞれの地域の特性に応じた活動を推進しています。

同意者リスト

災害時の避難支援に備え、平常時から見守り活動などを行うために、避難支援等関係者へ個人情報を提供することについての同意が確認できた人のリストのこと。

ナ

日常生活自立支援事業

認知症や知的障がい者、精神障がい者等によって、判断能力の不十分な人が地域で安心して暮らすことができるように福祉サービス等の利用援助や金銭管理を行う事業です。

ネグレクト（セルフネグレクト）

ネグレクトは、幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護・養育義務を果たさず放任する行為のことをいい、セルフネグレクトは、本人自身の基本ニーズ(衛生面、服飾面、食事など)を顧みない行為をいいます。

パブリックコメント

市で基本的な政策等を確定する前に、案及び関係資料をあらかじめ公表し、市民の意見の提出先及び意見の提出期間を定めて、広く市民の意見を求める制度です。市民参画と協働のまちづくりを進めるにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第 12 条の規定により、市の基本的な政策等の策定に際し、市民参画を推進する手段の一つとして、「市民意見提出制度に関する指針」を策定し、市民意見提出制度を行っています。

ひきこもり

厚生労働省により「さまざまな要因の結果として、社会的参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交流など)を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義されています。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児、難病患者等特に配慮を要する要配慮者のうち、災害時や災害のおそれがあるときに自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人々のこと。

福祉生活相談支援員

福祉に関するさまざまな悩みや不安、疑問などを聞き、必要とするサービスがスムーズに受けられるようサポートする相談員。拠点施設や地域と連携し、支援が必要な人やその家族への包括的な相談・支援をコーディネートするとともに、寄り添いながら継続的な見守り・支援を行います。

福祉避難所

災害が発生し、災害時要配慮者の人が指定避難所に避難された際、その避難状況等を把握した上で、必要に応じ開設する避難所をいい、福祉避難所は社会福祉会館や老人福祉センター等となっています。

プラットホーム

分野・領域を超えた地域づくりの担い手が出合い、さらなる展開が生まれる場をいいます。

ふれあい喫茶（ふれあい喫茶型サロン）

地域のコミュニティセンターや地区集会所、マンションの集会室や自宅など身近な場所で、地域ボランティアが簡単な飲み物などを提供することで、地域住民が気軽に集い、交流することで、地域のつながりを生み出すことを目的とした活動です。

紅たで

お刺身に添えられている鮮やかな赤紫色のツマ。「八尾のえだまめ」「八尾若ごぼう」と並ぶ八尾市の特産品。

包括的な支援体制、包括的な相談体制

「包括的な支援体制」は、地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う人に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施、その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境を整備し、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制をいいます。

「包括的な相談体制」は、地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制をいいます。

法人後見

社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行うことをいいます。

マ

まちのコイン

スマートフォンアプリ内で使用するコミュニティ通貨で、八尾のものづくりで溢れる様子や、クリエイティブな産業を生み出す八尾らしさという意味を込めて、コインの単位を「やおやお」と呼んでいます。

市内住民は勿論、市外の方も利用できます。アプリ内で使用するコインには、法定通貨(日本円等)への換金性はありません。集めたコインは、お金で買えない体験に利用したり、まちの人やお店とのつながり・きっかけを得たりすることができます。

民生委員・児童委員

社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な支援に結びつくよう行政機関との橋渡しを行うボランティアで、厚生労働大臣から委嘱されています。要援護者に対する見守りや相談、情報提供など個別の援助活動はもちろんのこと、要援護者の生活環境の改善や生活支援のネットワーク、そのための機関との連携など地域福祉の推進に向けた活動の担い手です。

民生委員児童委員協議会

民生委員法に定められた民生委員協議会と、児童委員の活動要領に示された児童委員協議会を合わせて、民生委員児童委員協議会(略称「民児協(みんじきょう)」)といいます。

ヤ

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことをいいます。

ラ

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設です。

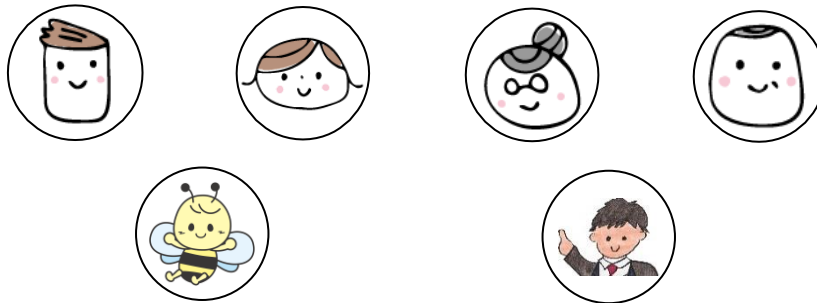
リモートワーク

ICT を活用して職場に行くことなく、別の場所で業務を行う形態をいいます。

ワ

若ごぼう

早春の香り豊かな注目の野菜で、「八尾のえだまめ」と並ぶ八尾市の特産品。「葉ごぼう」とも呼ばれるが、特に八尾産は、平成 25 年度(2013 年度)に特許庁より地域団体商標として「八尾若ごぼう」として登録されています。



第4次八尾市地域福祉計画【改定版】

誰ひとり取り残さない しあわせを感じる共生のまち

～ おせっかい 日本一 ～

令和7年（2025年）3月

八尾市 健康福祉部 地域共生推進課

〒581-0003 大阪府八尾市本町一丁目1番1号

電話 072-924-3835

FAX 072-922-3786

e-mail hukusi@city.yao.lg.jp

市ホームページ <https://www.city.yao.osaka.jp/>

刊行物番号「R6-221」